

まち・ひと・しごと創生

第3期大分市総合戦略

令和7年3月
大分市

(目次)

第1 基本的な考え方	1
第2 基本目標	4
I しごとにぎわいをつくる	4
1.商工業・サービス業の振興	4
2.農林水産業の振興	9
3.雇用とにぎわいの創出	16
4.DXの推進	20
II 人を大切にし、次代を担う若者を育てる	22
1.結婚から子育てまでの切れ目のない支援	22
2.豊かな人間性の創造	25
3.男女共同参画社会づくり	32
4.高齢者や障がい者が活躍できる社会づくり	34
5.医療体制の充実	40
III いつまでも住み続けたいまちをつくる	42
1.コミュニティの活性化	43
2.大分市の魅力発信と移住・定住の促進	45
3.環境の保全	53
IV 安全・安心なくらしを守り、未来をつくる	59
1.安全・安心なまちづくり	59
2.快適な都市構造の形成	65
3.未来へ向けたまちづくり	71

第1 基本的な考え方

(1) 総合戦略策定の趣旨

わが国では、急速に少子高齢化が進み、本格的な人口減少社会を迎えるなか、地方の若い世代が出生率の低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより、さらに予想を超えるスピードで少子化が進み、人口減少が加速しています。

こうした状況の中、地方創生、人口減少克服という構造的な課題に国と地方が総力を挙げて対応するため、国は平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月に人口の現状と目指すべき将来の方向を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、目標や施策の基本的方向等をまとめた「まち・ひと・しごと総合戦略」を策定しました。また、「第2期まち・ひと・しごと総合戦略」の計画期間中である令和4年12月には、デジタルの力を活用し、地域の個性を生かしながら地方創生の取組を加速化・深化させることで、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すため、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

これを受け、本市においても人口減少が進行するなか、人口減少問題の克服等に向け、これまで進めてきた地方創生の取組を継承しつつ、デジタルの力を活用して充実・強化させていくため、『第3期大分市総合戦略』を策定します。

(2) 総合戦略の役割・位置付け

総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）」に基づき、さらには本市における人口の現状を分析し、将来を展望した「大分市人口ビジョン」を踏まえ、本市の「まち・ひと・しごと創生」に向けた目標や施策の基本的方向、具体的な取組等をまとめたものです。

また、「大分市総合計画」の主な取組と整合性を図るなか、「まち・ひと・しごと創生」のための施策を集中的・重点的に推進する計画として位置付けます。

あわせて、「大分市DX推進計画」との整合を図ることで、デジタルを活用した本市の社会課題解決を目指すものとします。

※基本的な施策名の後に、関連する大分市総合計画の施策名を掲載しています。

例：1. 商工業・サービス業の振興—第3部第3章第1節 商工業・サービス業の振興

※DX（デジタルトランスフォーメーション）やデジタル技術の活用に関連する取組については、取組内容の始めに、【DX】と表記しています。

(3) これまでの総合戦略の振り返り

本市では、平成 28 年 3 月に「大分市総合戦略」、令和 2 年 3 月に「第 2 期大分市総合戦略」を策定し、地域の特徴を生かした自律的で持続可能な社会を創造するため、県・県内市町村などとの連携を図りながら、地方創生に関する取組を進めてきました。各基本目標における数値目標については、「子育て支援」分野等、目標値が達成できているものが複数ある一方、「観光振興」分野等のように、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、目標値を下回っている状況があります。

また、出生数が減少傾向にあることや県外への転出入の均衡には至っていないことから、「大分市人口ビジョン」の人口の将来展望を見据え、今後も地方創生に関する取組をさらに進めていく必要があります。

(4) 総合戦略の対象期間

総合戦略の対象期間は、2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までの 5 年間とします。

(5) 本市の地域ビジョン（目指すべき理想像）

本戦略は、「大分市人口ビジョン」に掲げる将来展望の実現に向け、総合計画との一体的な施策の推進に取り組むことから、本市の地域ビジョン（目指すべき理想像）として、「大分市総合計画」が掲げる目指すまちの姿（都市像）

「誰もが“幸せ”を実感できるまち OITA」

を目指します。

(6) 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定

総合戦略では、計画を推進するに当たっての「基本目標」を設定し、それに基づき的確に施策が展開できるよう「数値目標」、「基本的方向」、「基本的な施策と重要業績評価指標（*KPI）」を明示しています。

*KPI=Key Performance Indicators（キーパフォーマンスインディケーター）の略で、目標の達成度合いを計る定量的な指標のこと。

①基本目標

本市の人口について、自然減の抑制と社会増の両面から対策を進めるとともに、まちの魅力を高め、地域の活性化を図り、将来にわたり自律的で持続可能なまちづくりを進めるため、次の4つを基本目標として設定します。

- I しごとにぎわいをつくる
- II 人を大切にし、次代を担う若者を育てる
- III いつまでも住み続けたいまちをつくる
- IV 安全・安心なくらしを守り、未来をつくる

②数値目標

「基本目標」の達成に向けて特に重要な指標として、「数値目標」を設定します。

この「数値目標」は、行政が何をしたか（アウトプット）ではなく、結果として市民にもたらされた便益や成果（アウトカム）に関する数値を設定することとします。

③基本的方向

「基本目標」の達成に向けた本市の基本的な方向性を示しています。

④基本的な施策と重要業績評価指標（KPI）

「基本目標」の達成に向けた本市の具体的な施策を示すとともに、施策ごとの進捗状況を検証するための指標「重要業績評価指標（KPI）」を設定します。

この「重要業績評価指標（KPI）」は、市として実現すべき成果であるアウトカムを重視した指標を設定することを基本としますが、適切な指標がない場合などはアウトプットの指標を設定することとします。

(7) 推進体制

それぞれの数値目標や重要業績評価指標（KPI）により施策の進捗状況等を内部評価するとともに、学識経験者や各種団体の代表等で構成される「大分市行政評価・行政改革推進委員会」において外部評価を実施し、幅広い意見を反映することでP D C Aサイクルを確立し、本戦略を効果的・効率的に推進します。

第2 基本目標

I しごとにぎわいをつくる

《数値目標》 ○2029（令和11）年度 企業立地件数 60件（2025～2029年度）
【2020～2023年度 82件】
○2029（令和11）年度 小売商業の年間商品販売額 5,700億円
【R3 経済センサス 5,490億円】
○2029（令和11）年 観光宿泊客数 1,100,000人
【2023（令和5）年 1,036,274人】

《基本的方向》

- ・地域を支える産業の発展のため、デジタル技術を活用した機能強化や新たな価値の創造、產品の供給体制の充実を図ります。
- ・女性や若者など、多様な人材が活躍できる環境を整備するとともに、域内外の人材と事業者とのマッチング機会の創出等を通じて、創業支援や企業の経営基盤の強化を図ります。
- ・商工業や農林水産業、観光など、さまざまな分野の取組を戦略的かつ有機的に結び付け、市内外のひと・もの・情報の交流を促進し、民間企業等と連携しつつ、まちのにぎわいと活力を創出します。

《基本的な施策と重要業績評価指標（ＫＰＩ）》

1. 商工業・サービス業の振興

- 第3部第3章第1節 商工業・サービス業の振興
- 第3部第3章第2節 流通拠点の充実

(1) 商工業・サービス業の振興

①新たな産業の創出

- ・産業振興の拠点となる施設機能の充実を図りながら、今後、成長が期待される産業や
*都市型産業への支援、人材育成と人的ネットワークの形成などを図ります。
- ・大学等教育機関や金融機関などのさまざまな創業支援機関と連携して支援体制を強化し、創業しやすい環境の整備に努めます。
- ・学生等を中心とした若者に対する起業家教育等を通じ、起業を志す人材育成の充実を図ります。
- ・融資制度等の充実を図り、創業時に必要な経費に係る資金調達を支援します。
- ・創業支援機関等と連携し、創業者のニーズを的確にとらえた経営ノウハウの提供等、創業しやすい環境づくりに努めます。

- ・【DX】創業を円滑に展開するためのハード・ソフト両面からの支援を行います。
- ・【DX】医療関連産業、ロボット関連産業、*クリエイティブ産業など成長産業の育成に向けた取組を促進します。

②産業集積の推進

- ・産業用地の確保を図るとともに、県と連携しながら工業用水の確保に努める等、企業の立地環境の整備を促進することで、地域経済の活性化や雇用の創出につなげます。
- ・中小企業等の事業継続・拡大につながる設備投資等を支援します。
- ・半導体関連産業等のさらなる集積や水素等の副生成物の利活用等による省エネ、低炭素化社会に貢献する技術を有する企業の立地を促進します。
- ・*大分コンビナートの脱炭素化に向け、産学官連携による検討体制のもと、取りまとめられた「*グリーン・コンビナートおおいた推進構想」にもとづき、取組を進めていきます。
- ・【DX】新製品・新技術の開発につながる先端技術産業や研究開発型産業の立地を促進するとともに、これらの技術を活用した新たな産業の創出に取り組みます。
- ・【DX】情報通信関連企業の立地を促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大、雇用者の増加を図り、本市経済の発展及び市民生活の向上を目指します。

③人材の育成・確保

- ・産学官の連携による研修会などの内容や実施体制の充実を図り、企業活動の活性化を担う人材の育成・確保や事業承継の支援に努めます。
- ・【DX】女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材が活躍できる環境づくりに努めるとともに、企業の事業継続力、競争力及び経営基盤の強化に資する*デジタル人材やクリエイティブ人材の活用、育成を支援します。

④経営基盤の強化

- ・中小企業等の事業継続力、競争力及び経営基盤の強化を図るため技術の高度化や経営の効率化を促進し、中小企業等の技術力を高め、生産力の向上を図ります。
- ・中小企業等の経営基盤の強化につながる設備投資等を支援します。
- ・高度な専門的知識、技能を有する人材の育成・確保に努めるとともに、融資制度の充実などにより資金調達の円滑化を図り、経営診断、経営・技術相談などを行うことで、中小企業等の経営基盤の強化を促進します。
- ・業務の高度化・効率化や新分野・新業態への事業展開のための支援を行います。
- ・事業の共同化や新技術の共同開発などにつながる同業種間の連携、異業種間の交流などによるネットワークづくりを促進します。
- ・企業訪問や各種団体と積極的な情報交換を行い、課題やニーズを把握し、効果的な施策の展開に努めます。

- ・さまざまな事業者の出会いと意見交換の場を提供することで、取引の拡大や事業承継につなげるなど、企業間のマッチングを支援します。
- ・【DX】デジタル技術を活用して生産性の向上や新たなサービスの提供を図る企業のDX推進を支援します。

⑤販路拡大の支援

- ・【DX】*ECサイト構築や見本市への出展等を支援し、中小企業等の収益力のアップを図ります。
- ・中小企業等の新商品開発など新たなチャレンジを支援します。
- ・東南アジアを中心に、海外へ商品・サービスの輸出を目指す中小企業等に対し、現地商社等とのマッチングを行います。

⑥魅力ある商店街づくり

- ・商店街が取り組む、消費者の利便性の向上、快適な買物空間の創出のための施設等の設置・運営や、にぎわい・憩いの場の創出のためのイベントなどに対し支援を行います。
- ・商店街が地域コミュニティの拠点として、その存在価値が再認識され、誰もが「訪れたくなる場所」となるよう、関係団体等と連携しながら商店街の魅力の創造や発信を図ります。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
市内創業支援機関等の支援による創業件数	223 件	200 件
中心部商店街の空き店舗率	10.8%	4.6%
中小企業者の経営力強化支援件数	194 件	200 件
販路拡大支援件数（国内外）	107 件	110 件

※都市型産業

都市の機能集積を活用することにより都市に立地することが比較的優位となるソフトウェア業や情報処理業などの産業。

※クリエイティブ産業

従来の枠組みにとらわれない視点でクリエイティブの力により新しい価値を創造していく産業といわれ、映画、ゲーム、アニメなどのコンテンツ産業に加え、ファッション、伝統工芸、アート、デザイン、建築設計、さらに、文化観光などがこれにあたる。国では経済産業省によるクールジャパン政策、県ではクリエイティブ産業創出事業などの取組が進められている。

※大分コンビナート

企業がお互いに生産性の向上のために原料・燃料・工場施設を結び付けた企業集団であり、製油所と石油化学の両方の機能を有する九州唯一の石油化学コンビナート地区。

※グリーン・コンビナートおおいた推進構想

大分県知事を会長として、大分コンビナート企業協議会会員 11 社、大分市長、大分大学長で構成された推進会議において、「次世代エネルギー水素等の供給・利活用」、「カーボンリサイクル」などの実現を目指し、大分コンビナートが 2030 年、2050 年を見据えて向かうべき方向性をまとめたもの。

※デジタル人材

最先端のテクノロジーを活用して、自社や顧客に価値提供できる人材のこと。

※E C サイト

E コマース（E C, E-Commerce）のサービスを提供するWeb サイトの通称のこと。E コマースとは、ネットを通じて行われるモノやサービスの売買の総称のこと。

(2) 流通拠点の充実

① 公設地方卸売市場の機能向上

- ・中長期的な方針に沿って、卸売市場の機能向上に努めます。
- ・市民の「食」の安全・安心に対する意識の高まりのなか、関係機関と連携して品質管理を徹底し、卸売市場の信頼性の向上に努めます。
- ・卸売市場の市民への一般開放やホームページを利用した情報発信等を通じて、地元産食材をはじめとした生鮮食料品等の消費拡大を推進します。

② 物流インフラの強化支援

- ・中九州横断道路など広域道路ネットワークの早期実現に向けた取組を推進します。また、インターチェンジや港湾施設につながる物流施設を集積する産業用地の整備を支援するとともに、関係機関と連携し、*大分港大在公共埠頭の利用促進に努めます。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
公設地方卸売市場における取扱金額 (青果部)	145 億円	149 億円
公設地方卸売市場における取扱金額 (水産物部)	74 億円	77 億円

*大分港大在公共埠頭

国内航路の*RORO船並びに外国航路のコンテナ船が運航している海上貨物航路を有する流通拠点港湾。

*RORO船

ロールオン・ロールオフ船 (Roll-on Roll-off ship) の略。船体と岸壁を結ぶ出入路を備え、貨物を積んだトラックが、そのまま船内外へ自走できる貨物専用フェリー。

2. 農林水産業の振興

- 第3部第4章第1節 農業の振興
- 第3部第4章第2節 林業の振興
- 第3部第4章第3節 水産業の振興

(1) 農業の振興

① 将来の農業・農村を支えるひとづくり

- ・就農研修制度の拡充や生産施設・機械の導入支援等を通じて、就農希望者、他産業から参入する企業、障がい福祉サービス事業者など、新たな担い手の確保・育成を図ります。
- ・地域の主要な担い手である※認定農業者や※集落営農組織等の経営規模の拡大に伴う農地の集積・集約化を支援します。
- ・農産物の直売や加工品の製造・販売などの地域の農業を支える活動を支援します。
- ・関係機関・団体と連携し、融資制度や※価格安定制度・※収入保険制度など各種制度の積極的な利用を促進することで、担い手の経営の改善や安定を図ります。
- ・生産者と消費者・食品関連事業者等との交流促進、小・中・高等学校等での食育活動や体験活動の支援に取り組み、農業に対する理解を深めます。
- ・【DX】農業現場における作業代行やスマート農業技術の有効活用による生産性向上支援など、農業支援サービスを提供する事業者の取組を支援します。

② 信頼され魅力あふれるものづくり

- ・【DX】省力化やコスト低減に向けたロボットや※A I、※I C Tなどの先進技術や農業データなどを活用した※スマート農業に取り組み、競争力のある産地づくりを進めます。
- ・※G A Pなどの認証制度への取組推進や農畜産物の生産履歴の開示、家畜伝染病に係る衛生対策などにより、安全・安心な農畜産物の生産、供給を図ります。
- ・産業廃棄物などの適正処理や再資源化、※カーボンニュートラル等の環境負荷低減を目指す※農業のグリーン化など、環境に配慮した農業を推進します。
- ・農業・農産物等に関する情報発信やイベント開催などにより、生産者と消費者・食品関連事業者等との連携を深め、※地産地消を促進します。
- ・地域資源を生かした加工品開発や販路拡大を支援するとともに、魅力ある加工品を大分市ブランド（※Oita Birth）として認証し、市内外にP Rすることで、市産農林水産物の付加価値向上を図ります。

③ 特性を生かした活力ある地域づくり

- ・※地域計画に基づき、※農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約などの取組を進めます。
- ・農地、農道、用排水路などの生産基盤の整備を促進し、農業者の持続的な生産体制と快適な農村環境の整備を図ります。

- ・都市と農村の交流活動や道の駅などの交流拠点施設を通じ、交流人口を増やすことにより、農村の活性化を図ります。
- ・農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮の促進を図るため、地域の共同活動を支援し、農地や水路など地域資源の適切な管理を進めます。
- ・有害鳥獣の被害防止対策として、地域ぐるみで行う防護柵の設置等の活動を支援し、良好な営農環境の保全を図ります。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
新規就農者数（累計）	179人	284人
*主要品目の販売額	52億689万円	55億6,000万円
集落の共同活動により、維持・管理している農地の面積（累積）	903ha	945ha

※認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」（5年後の目標）の認定を受けた農業者のこと。

※集落営農組織

集落内の農家が農業生産過程における一部または全部について共同で取り組む組織のこと。

※価格安定制度

農産物の価格変動による農業者の収入減少を補てんする仕組みのこと。農産物の市場価格が一定水準を下回った場合、その差額の一部が補てんされる。

※収入保険制度

農業者の収入減少を補償する仕組みのこと。自然災害や農産物の市場価格の低下などさまざまな要因で農業者の収入が減少し、基準収入の一定割合を下回った場合、その差額の一部が補てんされる。

※A I

Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現したもの。

※I C T

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する科学技術の総称のこと。

※スマート農業

ロボット、A I、I o Tなど先端技術を活用する農業のこと。

※G A P（農業生産工程管理）

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

※カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット（埋め合わせ）することなどにより達成を目指す。

※農業のグリーン化

環境負荷を低減しながら持続可能な農業を実現する取組のこと。

※地産地消

地域で生産された農産物を、その地域で消費する活動。

※Oita Birth

本市の地域資源を主原料にした加工品で大分市ブランドとして認証されたもの。

※地域計画

農業者や地域の住民の話合いを作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図のこと。

※農地中間管理事業

農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構が農地利用の集積・集約化を行うために実施する事業。

※主要品目

本市の特性を生かした経営が行われており、将来にわたり、攻めの農業を実践するためのブランド力、産地間競争力の向上が期待できる品目

(2) 林業の振興

①次世代につなぐひとづくり

- ・【DX】林業従事者に対し、ICT等の先端技術の活用を含めた林業の効率化や省力化を進め、就業環境の改善や技術力向上などを支援することにより、担い手の確保・育成を図り、森林組合等の*林業事業体の強化に努めます。
- ・しいたけ生産の就業を希望する者に対し、技術の取得に要する期間について支援を行い、県と連携して新規参入者の定着に努めます。
- ・関係機関と連携した就職説明会の実施や学校への出前授業を行い、林業に対する知識や理解を深める機会をつくり、若い世代の林業分野への新規参入を図ります。

②森からの恵みがあふれるものづくり

- ・森林の集約化を図るため、地域ごとに森林所有者の連携・共同による*森林経営計画の策定を促進し、作業効率を高めます。
- ・広く市民に対して、木材への親しみを深めてもらうための環境づくりを推進し、木材利用を促進します。
- ・教育施設等の公共施設の木造化や内装の木質化を図るとともに、一般住宅における木材利用を促進します。
- ・森林整備の際に発生する未利用材等の有効利用を図るため、*木質バイオマスの利用を促進します。
- ・しいたけ生産については、気候に左右されない生産施設や機械設備等の導入を支援し、安定した供給体制の整備や大規模生産の促進に努めます。

③健やかな森林をはぐくむ地域づくり

- ・*森林環境譲与税を活用し、*森林経営管理制度に基づいた適切な森林の整備を実施し、森林の多面的機能の維持・発揮を図ります。
- ・森林経営計画に基づいた適正な*下刈り・*間伐等の育林と*主伐及び主伐後の*少花粉苗木による*再造林を推進します。
- ・NPO法人や地域住民等との連携により、荒廃竹林の整備など里山の保全を図ります。
- ・森林公园については、下刈りや間伐等の適正な維持管理を行うことで、市民の憩いの場を提供します。
- ・効率的な森林整備や地域住民の利便性などを備えた林道・作業道の整備を図ります。
- ・*森林セラピーなど、市民の健康やいやしを促進する機会を提供します。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
林業就業者数	108人	120人
乾しいたけ生産量	27.7t	29.5t
森林整備面積（累積）	31.5ha	181ha

※林業事業体

間伐や枝打ち、主伐などの森林の整備を行う林業の経営体。森林整備のほかに、森林の調査や施業提案、森林計画制度管理・実行なども行い、森林所有者に代わって地域の森林管理を担う。

※森林経営計画

森林所有者などが、経営を行う森林における施業や保護について作成する計画。計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多面的機能を発揮させることを目的としている。

※木質バイオマス

家畜排せつ物や下水汚泥など生物由来の再生可能な資源（バイオマス）の一つで、チップや製材端材、樹皮、間伐材、木質ペレットなどのこと。発電用燃料としての利用が期待されている。

※森林環境譲与税

市町村が行う間伐などの森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備の促進に関する費用等に充当するために国から譲与される。

※森林経営管理制度

森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ねる制度のこと。

※下刈り

植栽した苗木が健やかに育つように下層部に生える雑草や雑木を鎌や刈払機等で刈り払う作業。

※間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を間引きし、残存木の成長を促進する作業。

※主伐

木材として利用できる時期にきた木を伐採・収穫すること。

※少花粉苗木

花粉の少ない苗木。

※再造林

スギやヒノキ林などの伐採跡地に再び植栽すること。

※森林セラピー

森林内での保養活動を指し、リラクゼーション効果や免疫機能改善等の予防医学的な効果を期待するもの。

(3) 水産業の振興

①明日の漁業を開くひとづくり

- ・研修制度をはじめとする新規就業者支援により、担い手の確保・育成に努めます。
- ・地産地消による消費拡大を進めるとともに、多くの方に水産業に関心を持ってもらうために、各種イベントの開催や食育活動を推進します。

②信頼され魅力あふれるものづくり

- ・水産資源を増大させるため、海面漁業ではイサキ、カレイ、アワビなど、内水面漁業ではアユ、ウナギなどの※種苗放流を促進します。
- ・料理教室等によって、関あじ・関さばなどのブランドの維持・向上や消費者ニーズに即した安全・安心な水産物の供給に努め、消費拡大を図ります。
- ・漁業団体や民間事業者が取り組む※6次産業化や農商工連携を促進し、新たな商品開発と販路の拡大を図ります。

③豊かな海をはぐくむ地域づくり

- ・水産資源を維持・増大させるために、※魚礁の設置や※増殖場の造成を推進します。
- ・漁業の拠点となる漁港施設や漁港海岸保全施設の計画的な整備や長寿命化・災害対策の強化を推進します。
- ・【DX】荷捌き施設、※蓄養施設など、流通関連施設の整備や更新、ICTの活用などを促進します。
- ・関係機関・団体と連携して漁場環境や海岸線の保全に努めます。
- ・関係機関・団体と連携して水辺でのレジャー・レクリエーション需要に対応した漁港や海岸の適正利用と地域の活性化を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
新規就業者数（累計）	46人	94人
ブランド魚種の漁獲量 (関あじ、関さば、イサキ)	164t	200t
増殖場の造成面積（累積）	87,728 m ²	144,000 m ²

※種苗放流

種苗生産(人工的に卵をふ化させて稚魚や稚貝をつくること)、中間育成(天然種苗や人工種苗を放流できる大きさまで育てる)こと)、放流(適正サイズまで中間育成した種苗を、生息に適した海域に放すこと)の一連の作業。

※6次産業化

一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

※魚礁

魚を集めて効率的に漁獲することを目的にコンクリート製や鋼製の人工の構造物を海底に設置したもの。稚魚の保護や育成の効果もある。

※増殖場

産卵場所や稚魚の隠れ家となる藻場を造成するために海底に自然石やコンクリートブロックを設置した場所。

※蓄養施設

漁獲された魚介類の出荷調整を行ったり、漁獲によるダメージを回復させたりするための水槽や生けすなどの施設。

3. 雇用とにぎわいの創出

— 第3部第6章 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実

第3部第5章 魅力ある観光の振興

(1) 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実

① 安定した雇用の確保

- ・既存企業の雇用継続に向けた支援に加え、企業誘致、新規・成長産業の育成・支援などを促進し、多様な就労の場と安定した雇用の確保に努めます。
- ・関係機関と連携し、若者・女性・高齢者・障がい者など働く意欲のあるすべての人々を対象とした就労支援講座を開催します。
- ・県外で働く人や求職者が、本市で就職する機会を拡げることで*U I J ターンを促進し、移住者の増加を図ります。
- ・企業の人材確保・育成への支援を積極的に推進することにより、若者・女性・障がい者などの就労機会の拡大や早期離退職防止に取り組みます。
- ・*大分市シルバー人材センター等と連携し、高齢者の就労機会の拡大に努めます。
- ・国や県、関係機関と連携し、外国人材の受け入れに向けた環境整備の促進に取り組みます。
- ・技能尊重の気運の醸成に努めるとともに、異業種の技能者間の交流を促進します。
- ・中学生を中心とした若年者を対象として、「仕事・働くこと」について考える機会を提供します。
- ・働くことに関する悩みや不安を解消するため、関係機関と連携し、労働・求職相談等の相談体制の充実に努めます。

② 勤労者福祉の充実

- ・中小企業等における勤労者向けの融資制度の充実や退職金制度の普及促進など、企業規模による福利厚生面での格差の解消に向けた取組を推進します。
- ・*おおいた勤労者サービスセンター等の関係機関と連携し、中小企業で働くパート・アルバイト等を含むすべての勤労者の、レクリエーションや文化・スポーツ活動への支援などの勤労者福祉の充実に努めます。
- ・関係機関と連携し、労働災害や職業病の未然防止を図るなど、すべての勤労者が安心して働ける環境の整備を促進します。
- ・関係機関と連携し、年間総労働時間の短縮や仕事と子育てを両立できる環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの実現と労働環境の改善に向けた啓発に努めます。
- ・勤労者の病気療養や出産、教育、求職活動中の生活資金などに関する融資制度の適切な活用を推進します。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
ハローワーク大分管内における新規求職申込者の就職率	33.3%	37.0%
U I J ターン就業者数（※おおいた産業人財センターの登録者のうち、大分市へ就職した人の数）（累計）	315人 (2021～2023年度累計)	485人 (2025～2029年度累計)
おおいた勤労者サービスセンターの会員数（累計）	23,316人	25,000人

※U I J ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

※大分市シルバー人材センター

定年退職後等においても、地域社会との連携、社会参加や健康維持、生きがいの充実のため、仕事を希望する高齢者に就業機会等を提供する「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された公益法人。

※おおいた勤労者サービスセンター

勤労者及びその事業主に対して総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者の福祉の向上を図るとともに、企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的に設立された財団法人。

※おおいた産業人財センター

県が開設した、地域経済や雇用を支える県内中小企業の自立・挑戦を応援するために、企業における人材確保・定着を支援する拠点。

(2) 魅力ある観光の振興

①観光資源の磨き上げと発掘

- ・高崎山自然動物園や高崎山森林セラピーロードなど、高崎山全体の活用による、多面的な魅力の向上を図ります。
- ・「関あじ・関さば」「大分ふぐ」「とり天」「りゅうきゅう」「にら豚」など、多様な「食」の魅力の向上を図ります。
- ・豊かな自然景観や市内各地に点在する貴重な歴史遺産をはじめ、アートスポットやアートイベント、著名な建築家の作品といった本市が有する多彩な観光資源を活用した誘客の拡大や周遊の促進に取り組みます。
- ・産業都市である本市の特性を生かし、新たな産業観光コンテンツの開発や掘り起こしにより、産業観光の充実を図ります。
- ・ビジネスや※M I C E など多様な目的に対応する環境づくりや観光コンテンツの充実に取り組みます。

②「豊の都市おおいた」の戦略的な情報発信

- ・【DX】デジタル媒体、観光パンフレット、テレビ、旅行雑誌などの多様な情報発信ツールを効果的に活用し、国や年代等により異なる嗜好性を考慮した戦略的な情報発信に取り組みます。
- ・【DX】本市出身の著名人や※インフルエンサーなど影響力のある人材を効果的に活用した情報発信の強化を図るとともに、旅行者の※S N S 等での情報拡散を促す取組を進めます。
- ・プロスポーツチームの公式戦や、全国規模のスポーツ大会・イベント等での来訪者に対する本市の魅力発信に取り組みます。
- ・※ナイトタイムエコノミーの活性化に向け、飲食店や夜間イベントの情報発信に取り組みます。
- ・2025（令和7）年の大阪・関西万博をはじめとした、多くの集客が望めるイベントの開催を好機ととらえ、国内外に向けた本市の魅力発信に努めます。

③持続可能な観光の推進

- ・県内の市町村や九州各都市、歴史的・文化的なつながりを持つ都市など、県内外の自治体と協力し、広域観光周遊ルートの造成やプロモーションに努めます。
- ・市民、地域、団体などとの連携により、地域全体で旅行者を迎える環境づくりに努めます。
- ・障がいの有無や国籍などに関わらず、誰もが快適に過ごすことができるよう、観光施設等における※ユニバーサルデザインの推進や多言語対応をはじめとする受入環境整備・充実に努めます。
- ・観光関連事業者や関係団体との情報共有に努め、効果的な観光施策の推進を図ります。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 (2023年)	目標値 (2029年)
観光入込客数	4,049,298人	5,180,000人
外国人観光宿泊客数	34,338人	102,000人

※MICE

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（IncentiveTravel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

※インフルエンサー

芸能人や専門家、パワーブロガーなど、人々の消費行動に強い影響を与える人物のこと。

※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

Social Networking Service の略。人ととの社会的なつながりを維持・促進するさまざまな機能を提供する会員制のオンラインサービス。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人と友人」といった共通点やつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスのこと。

※ナイトタイムエコノミー

夜間（一般には、日没から日の出まで）の経済活動のことを指す。夜間のさまざまな活動を通じて、地域の魅力や文化を発信し、消費活動につなげる考え方。

※ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

4. 【DX】 DXの推進

— 第3部第1章 DXの推進 —

(1) 市民サービスの向上

①デジタル技術の活用による市民サービスの向上

- ・市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、オンライン化を推進します。
- ・市民の窓口での滞在時間短縮及び負担軽減等のため、デジタル技術の活用により申請書の作成を支援するなど、窓口サービスの向上を図ります。
- ・多様な市民ニーズに応えられるよう、マイナンバーカードの利活用に取り組みます。
- ・データの活用により新たな価値が創出されるよう、行政が保有する活用可能性の高い
*オープンデータの利活用を促進します。
- ・デジタル技術を活用し、効率的かつ効果的な市政情報の発信及び市民意見の聴取に取り組みます。
- ・市域全体のデジタル化を促進し、地域活動及び経済活動の活性化を図ります。

(2) 行政事務の効率化

①ICTによる業務効率化・最新技術の調査研究

- ・行政事務のさらなる効率化や経費削減のため、デジタル技術の導入や業務改善 (*BPR) などに取り組みます。
- ・今後のDX推進のため、AIを中心とした最新技術の利活用に向けた調査・研究に取り組みます。

(3) *デジタル人材の育成

①*ICTリテラシーの向上

- ・市民が等しく安全・安心にICTを利活用し、その恩恵が得られるよう、ICT講習や情報モラルに重点を置いた情報教育を実施します。

②情報セキュリティ対策

- ・市民が安心して市民サービスを受けることができるよう、個人情報の保護や情報セキュリティのより一層の強化を図ります。

③デジタル人材の育成

- ・デジタルスキルの向上に向けて、市民や職員の能力に応じた学ぶ機会を用意するなど、未来を担う人材の育成に取り組みます。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
大分市公式アプリダウンロード件数 (累計)	52,187件	100,000件
DXの推進により市民サービスの向上や業務の効率化に取り組んだ業務数（累計） (2024年度以降の取組業務を計上)	—	100 (5年間延業務数)
市民を対象としたICT講習会の受講者数 (累計)	75,702人	87,000人
職員を対象とした※デジタルスキルに関する ※eラーニング及び研修の受講者数（累計）	eラーニング 70人 その他研修 338人 計 408人	2,000人

※オープンデータ

何らかの権利に基づく制限を課されることなく、誰でも自由に入手、加工、利用、再配布などすることができるよう公開されたデータのこと。

※BPR

Business Process Reengineering の略。既存の業務過程を詳細に分析して課題を把握し、抜本的に業務全体の再構築を行う業務改革のこと。

※デジタル人材

デジタル技術を活用して、企業や社会に新しい価値を創造することができる人材のこと。本戦略では、デジタル技術に関する活用能力、情報収集能力や分析能力に限らず、デジタル技術に関する基礎知識や理解力を有する者も含めた人材を指す。

※ICTリテラシー

ICTに関する知識や情報を適切に理解し、活用する能力のこと。

※デジタルスキル

デジタル技術を活用することができる能力のこと。

※eラーニング

インターネットを利用したオンライン学習のこと。

II 人を大切にし、次代を担う若者を育てる

《数値目標》 ○2029（令和11）年 *合計特殊出生率 1.63

【2023（令和5）年 1.38】

○2029（令和11）年度 「安心して子育てができる」と感じる市民
(18歳までのこどもを養育している方) の
割合 64%

【2024（令和6）年度 55.8%】

*合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年
齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

《基本的方向》

- ・結婚や出産の希望がない、安心してこどもを産み育てることができるように、結婚から子育てに至るまで切れ目のない支援を充実するとともに、地域や社会全体で子どもの育ちや子育てを支える環境を整えます。
- ・確かな学力、豊かな人間性と社会性、健やかな心身をバランスよく育成するとともに、未来に向けて、こどもたち自らが社会の創り手となり、変化の激しい時代をたくましく生き抜く力をはぐくむ教育の創造に努め、すべての子どもが健やかに育つことができるまちづくりを推進します。
- ・人権を尊重し、互いに認め合うなかで、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、幸せを実感できる社会の実現を目指します。

※結婚や出産については、あくまでも個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、この目標は個人に対するものではなく、社会全体での達成を目指すものです。

《基本的な施策と重要業績評価指標（ＫＰＩ）》

1. 結婚から子育てまでの切れ目のない支援

— 第1部第1章 こども・子育て支援の充実

(1) こども・子育て支援の充実

①結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、切れ目ない支援の充実

- ・幅広い年齢層の男女の出会いの場の創出を支援します。
- ・健診等に係る費用の助成など、経済的支援の充実に努めます。
- ・母子保健、子育て支援の連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。
- ・【DX】子育てに関する情報提供や学習機会の充実を図ります

- ・【DX】妊娠・出産・育児に係る母子保健サービスの手続きをオンライン化することで、妊産婦や子育て世帯の負担軽減を図ります。

②乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実

- ・乳幼児の健やかな発育・発達を促すために、健診や相談支援体制の充実を図ります。

③乳幼児期における教育・保育の提供

- ・保育需要に応じた保育所等の定員を確保するとともに、地域のさまざまな子育て支援事業の充実を図ります。
- ・乳幼児期の発達の特性を踏まえ、遊びを通しての教育・保育の充実を図りながら、生きる力の基礎をはぐくみます。
- ・特別な支援を必要とする乳幼児への支援の充実に努めます。

④こどもと家庭へのきめ細かな支援

- ・障がいのあるこどもへの相談支援体制の充実を図るほか、ひとり親家庭の自立促進に向けた支援を推進します。
- ・児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、相談体制や関係機関等との連携を充実・強化します。
- ・子どもの貧困の解消に向けて、総合的な支援に取り組みます。

⑤こどもと子育てを支える社会づくり

- ・さまざまな世代からの参画を促し、地域住民との連携を図りながら、子育て家庭が身近な地域において、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
- ・放課後に児童が身近な地域で安全・安心に過ごせるよう、児童育成クラブの整備・充実及び民間放課後児童クラブの活用等に努めます。
- ・健やかな子どもの育成を図るため、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

⑥仕事と子育ての両立支援

- ・ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成を図るため、広報・啓発活動を行うとともに、両立支援を促す取組を進めます。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
保育施設利用待機児童数	0人	0人の継続
乳児家庭全戸訪問事業実施率 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	98.7%	100%
子ども家庭センターへの相談件数 (年間延べ)	5,712件	増加
育児講座の参加者数	1,491人(72回)	2,000人(80回)
市内の男性の育児休業取得率	14.9%	増加

2. 豊かな人間性の創造

- 第1部第2章第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実
- 第1部第2章第2節 こどもたちの学びを支える教育環境の充実
- 第1部第2章第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興

(1) 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

①*小中一貫教育の推進

- ・学校や地域の実情に応じた小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を見通した系統的な教育の充実に努めます。

②確かな学力の定着・向上

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の育成及び学習意欲向上のため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めます。
- ・学校の実情や児童生徒の実態により、習熟度別指導や少人数指導等、個に応じた指導の充実に努めます。

③豊かな人間性と社会性の育成

- ・道徳科を要とした、心に響く道徳教育の充実に努めます。
- ・自然体験や社会体験など、豊かな人間性と社会性をはぐくむ多様な体験活動の充実に努めます。
- ・主体的・意欲的な読書活動を推進します。
- ・郷土の歴史・伝統・文化を大切にする教育の充実に努めます。

④健やかな心身の育成

- ・体力の向上と健康の保持増進を図ります。
- ・学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた体系的な健康教育の充実に努めます。
- ・歯と口の健康づくりの推進を図ります。
- ・食に関する指導の充実に努めます。

⑤社会の変化への対応

- ・自然災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解させるとともに、学校や地域の実情に応じた避難訓練等により、自らの危険を予測し、回避する資質・能力を育成するなど、防災教育の推進に努めます。
- ・*グローバル化への対応に向け、国際理解教育を充実するとともに、英語教育の推進に努めます。

- ・【DX】教員のICT活用指導力の向上を図り、ICTの日常的・効果的な活用や※プログラミング教育等を通じて児童生徒の情報活用能力を育成するなど、情報教育の推進に努めます。
- ・教科等横断的な視点等に立った※カリキュラム・マネジメントを実践するなど、主権者教育、消費者教育、環境教育などの現代的な諸課題に関する教育の充実に努めます。
- ・一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた※キャリア教育の推進に努めます。

⑥※特別支援教育の充実

- ・※合理的配慮の観点を踏まえた、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます。
- ・教職員の専門的かつ実践的な指導力の向上に努めます。
- ・就学相談等、障がいにより特別な支援を必要とするこどもへの早期からの相談支援体制の充実に努めます。

⑦幼保小連携の推進

- ・地域の実情に応じた幼保小の連携を推進し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図り、発達や学びに連続性のある教育・保育の充実に努めます。

⑧人権尊重を基盤とした教育の推進と充実

- ・あらゆる差別の解消や多様性を認め合う人権教育の推進と充実に努めます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の割合	小学校 100% 中学校 82.6%	小学校 100% 中学校 100%
「自分にはよいところがあると思う」児童生徒の割合	小学校 84.6% 中学校 81.2%	小学校 90.0% 中学校 90.0%
新体力テストにおける総合評価がC以上の児童生徒の割合	小学校 79.6% 中学校 83.7%	小学校 85.0% 中学校 88.0%
授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、週3回以上使用した児童生徒の割合	小学校 55.4% 中学校 60.6%	小学校 80.0% 中学校 90.0%

※小中一貫教育

小学校と中学校がともに義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組むこと。

なお、本市では、全ての中学校区で学校、地域の実情に応じた小中一貫教育を推進している。

※グローバル化

人の往来、貿易、金融、サービスが地球規模に広がり、個人、企業、団体などさまざまな主体が海外に広く合理的な選択を求めて行動しようとするところから、地理的に広範な市場やネットワークが進展すること。また、個々の立場がその動きに影響を受けること。

※プログラミング教育

コンピュータに意図した処理を行うよう指示することなどを体験させながら、その働きや問題解決の仕方を学び、どのような職業に就いても必要な、コンピュータを活用する資質・能力を育成する教育。

※カリキュラム・マネジメント

学校教育に関わるさまざまな取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。

※キャリア教育

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現することを目指し、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること。

※特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

※合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示された際に、負担が重すぎない範囲で求められる対応。

(2) こどもたちの学びを支える教育環境の充実

①すべての子どもの学びの保障

- ・経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学援助制度及び高等学校や大学等に在学する生徒や学生に対する奨学資金制度の充実及び周知に努めます。
- ・日本語指導や医療的ケア等、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する支援の充実に努めます。
- ・いじめ問題に対する認識を一層深めるとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- ・【DX】不登校の未然防止や初期対応等の実効的・組織的な取組を推進するとともに、不登校の理由に応じたアセスメントやICT等を活用した学習支援、学校内外での多様な学びの場の確保を行うなど、社会的自立に向け、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組を推進します。
- ・いじめ、不登校、児童虐待、*ヤングケアラーなど複雑化・多様化する課題に対して迅速に対応するため、*スクールカウンセラーや*スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや関係機関と連携を図ります。

②時代の変化に対応した教育環境の整備

- ・学校施設の老朽化対策をはじめ、バリアフリー化、省エネルギー化、ICT環境整備、防災機能強化等の視点に立った学校施設環境の整備・充実に努めます。
- ・小中学校の適正配置や通学区域制度の弹力的な運用など、地域等の実情に応じた教育環境の整備に努めます。
- ・地域の実情に応じた学校施設の有効活用を図ります。
- ・通学路の安全確保、子どもの生命・安全に係る事件・事故の未然防止や防災対策など、関係機関等と連携し、学校内外における安全対策の充実に努めます。

③教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進

- ・教職員の職務遂行に必要な専門的知識や技能、広く豊かな教養、これらを基盤とする実践的指導力の向上を図るため、キャリアステージに応じた体系的かつ効果的な教職員研修の充実に努めます。
- ・教職員一人ひとりの主体的な学び、個別最適な学び、協働的な学びとなるよう、研修環境を充実させ、学び続ける教職員の支援に努めます。
- ・各種調査・研究及び教育諸情報の収集・発信等の機能の整備・充実に努めます。
- ・教職員の資質能力の向上を図るため、教職員研修や学校の教育活動への支援等において、大学との連携・協働を推進します。
- ・【DX】教員が限られた時間の中で使命感を持って児童生徒の指導により専念できるよう、ICTの活用やさまざまな関係機関との連携・分担体制の構築など、学校における働き方改革を推進し、働きやすさと働きがいの両立した環境の実現を目指します。

④地域とともにある学校づくりの推進

- ・学校や地域の実情を踏まえた教育課程を編成、実施するとともに、学校評価等の活用を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開します。
- ・※学校運営協議会制度等の活用により、保護者や地域住民等と目標を共有し、学校運営への参画等を進めます。
- ・地域の多様な人材を活用し、学校と地域が一体となった多様な学習活動を推進します。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
※いじめの解消率（認知から3ヶ月以上経過したもの）	小学校 85.1% 中学校 80.7%	小学校 90.0% 中学校 90.0%
1年間の時間外在校等時間が360時間を超える教職員の割合	51.5%	33.5%

※ヤングケアラー

家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

※スクールカウンセラー

児童生徒が抱えるさまざまな諸課題について、児童生徒、保護者、教職員に対し、カウンセリングやアセスメント（情報収集や見立て）、コンサルテーション（専門家による助言・援助を含めた検討）等を通じて支援を行う心理の専門家。

※スクールソーシャルワーカー

問題を抱えた児童生徒に対し、法律や制度を活用して、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決へ向けて支援する福祉の専門家。

※学校運営協議会制度

学校運営の改善の取組をさらに一步進めるものとして、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って、学校の運営に参画することを可能とする制度であり、校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行うことや、学校運営全般について教育委員会や校長に意見を述べること、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができる。

※いじめの解消率

いじめの認知件数に対して解消している件数の割合。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害者に対する心理的または物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。
- ②被害児童生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(3) 社会教育の推進と生涯学習の振興

①生涯学習支援体制の充実

- ・市民の幅広い学習ニーズに対応するため、社会教育施設の機能のさらなる充実に努めます。
- ・性別や障がいの有無、国籍等にかかわらず、こども、若者から高齢者まで誰もが生涯にわたって学ぶことのできる多様な学習機会の提供に努めます。
- ・家庭の教育力の向上や生きがいづくりなど、多様なニーズに応じた教室・講座の充実に努めます。
- ・文化や科学等に対する興味・関心を深める学習機会の提供に努めます。
- ・図書館が多くの人々が集い楽しむ場となり社会教育の拠点としての機能が充実するよう関係団体との連携を図り、図書館サービスの充実に努めます。
- ・大学等との連携を通じて、知識・教養を深める場の提供に努めます。
- ・生涯学習に関する情報を一元化し、効率的・効果的な生涯学習情報の提供に努めます。
- ・【DX】(再掲) 市民が等しく安全・安心にICTを利活用し、その恩恵が得られるよう、ICT講習や情報モラルに重点を置いた情報教育を実施します。

②学校、家庭、地域が連携・協働した取組の充実

- ・地域の連帯感や子育てを地域で支える気運の醸成に向けて、学校、家庭、地域の連携・協働を推進し、地域の教育力の向上に努めます。
- ・地域活動を支える人材の育成や学習成果を地域で生かす場の提供に努めるとともに、多世代交流を促進し、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
- ・こどもの豊かな人間性や社会性をはぐくむため、社会体験活動や自然体験活動の機会の充実に努めます。
- ・社会教育関係団体等と連携し、地域における見守り活動や環境浄化活動等を通じて、こどもの健全育成を推進します。

③人権意識の高揚を図る学びの機会の充実

- ・あらゆる差別の解消や多様性を認め合う社会づくりに向け、各*地区人権教育（尊重）推進協議会等の関係団体と連携を強化することにより、市民の主体的な取組を促す学びの機会の提供に努めるとともに、市民の人権意識の高揚を図ります。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
大分市民図書館等の利用者数	794,934人	900,000人
地区公民館における教室・講座等の受講者数	37,558人	45,000人
*おおいたふれあい学びの広場推進事業（地域主体型）の実施回数	577回	850回

※環境浄化活動

各小学校区ごとに行う定期的な環境実態調査（危険個所・たまり場等の把握）や有害自販機・有害チラシ撤去等を伴う活動。

※地区人権教育（尊重）推進協議会

市内全域を網羅し、人権が尊重される住みよい地域づくり、いわゆる「人権のまちづくり」に取り組んでいくことを目的に、地域が主体となり、13地区公民館ごとに設立した組織。

※おおいたふれあい学びの広場（地域主体型）

地域の団体等が実行委員会を組織し、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用してこどもにさまざまな体験活動等の機会を定期的かつ継続的に提供するもの。

3. *男女共同参画社会づくり

—第2部第2章第2節 男女共同参画社会の実現

(1) 男女共同参画社会の実現

①男女共同参画社会に向けた意識づくり

- ・「*固定的性別役割分担意識」や「*アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」の解消など、意識改革のための周知・啓発活動に努めます。
- ・人権尊重への理解を深め、ハラスメントやいじめをなくすための教育・学習の充実に努めます。

②あらゆる分野における男女の活躍

- ・女性がその能力を十分に發揮することができるよう、女性の経済的自立など*エンパワーメントにつながる取組を進めます。
- ・男女がともに家事・育児・介護・地域活動へ参画することへの理解を深めるための啓発活動に努めます。

③男女が安心できる生活の確保

- ・男女がお互いの身体的性差を理解し合い、男女平等の観点から生命の尊厳や性に関する理解を深めるための啓発活動に努めます。
- ・性暴力被害の防止、妊娠・出産期における女性の健康支援、女性の貧困等への対策について取組を進めます。

④配偶者等からの暴力の根絶

- ・*DVについて正しく理解し、身近な問題としてとらえることができるよう啓発活動に努めます。
- ・被害者が早い段階で相談できるよう、相談窓口の周知、相談体制の充実を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
女性委員の構成比率が3割以上である委員会等の割合	42.8%	50%以上
男女共同参画に関する学習会等の参加者数	1,483人	1,650人

※男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

※固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※アンコンシャス・バイアス

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にしきこまれ、既成概念、固定概念となっていく。

※エンパワーメント

力をつけることを意味し、女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。

※DV

日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

4. 高齢者や障がい者が活躍できる社会づくり

- 第2部第3章第2節 高齢者福祉の充実
- 第2部第4章第1節 健康づくりの推進
- 第2部第3章第3節 障がい者（児）福祉の充実

(1) 高齢者福祉の充実

①介護予防・重度化防止の推進

- ・高齢者の生活機能や運動機能を向上させ、日常生活を維持するために、介護予防教室や地域による通いの場の充実を図ります。
- ・保健、医療、介護の多職種が連携することで、自立支援や重度化防止につながる取組を推進します。

②尊厳ある暮らしを続けるための支援

- ・高齢者が尊厳を持ち、心身の状況や居住環境に応じて、自分らしく安心して生活ができるよう支援します。
- ・認知症になっても希望を持ち、安心して暮らせる社会を目指し、認知症に対する正しい知識と理解を深める取組を推進します。

③在宅生活の支援とともに支え合う地域づくり

- ・日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して暮らせるために、生活援助などの福祉サービスの充実を図ります。
- ・地域の多様な社会資源を活用して、軽易な生活援助や安否確認等を行い、お互いに支え合う仕組みづくりを支援します。

④生きがいづくりの支援と社会参加の促進

- ・高齢者が積極的に地域社会と関わりを持つよう、レクリエーション、趣味、就労、ボランティア活動などを通じた、生きがいづくりの支援や社会参加の促進に取り組みます。

⑤サービス基盤の整備と介護保険事業の円滑な運営

- ・介護が必要になった高齢者の多様化するニーズに対応するため、介護老人福祉施設などの施設・居住系サービスと訪問介護・通所介護などの在宅サービスのバランスが取れた整備を行うとともに、介護保険事業の円滑な運営に取り組みます。
- ・【DX】要介護認定業務等においてデジタル技術を活用し、行政及び介護事業所における事務を効率化することで、利用者への効果的な介護保険サービスの提供に努めます。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
人との交流の場に週1回以上参加する高齢者の割合	26.4%	33.3%
*認知症サポーター数（累計）	52,530人	64,000人
要介護認定に要する期間	34.6日	30日以内

※認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

(2) 健康づくりの推進

①*健康寿命の延伸に向けた支援

- ・保健、医療、福祉、教育及び労働等関係団体と相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に取り組み、市民一人ひとりが自らの問題として主体的に健康づくりに取り組める施策を開発します。
- ・健康づくりを支援していくための社会環境の整備やその質の向上に努めます。

②健康づくり活動への支援

- ・*健康推進員や*食生活改善推進員、*健康づくり運動指導者等の地域組織や関係機関との連携・強化を図りながら、*食育の推進や運動習慣の定着等に取り組むことで、生涯を通じた健康づくりを支援します。
- ・*生活習慣病予防対策の推進のため、特に働く世代に対しては全国健康保険協会（協会けんぽ）や医療機関等の関係団体と連携し、健康づくりを支援します。

③地域に密着した活動の強化

- ・市民の生活習慣の実態と健康に関するニーズを把握し、すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、健康について総合的に相談できる窓口の充実を図ります。
- ・地域で開催される高齢者や子育てのサロン、各種団体への健康教育を通して健康づくりを支援します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
健康アプリ「おおいた歩得（あるとっく）」登録者数	—	48,000人
健康づくりを目的とした相談会や教室などの参加人数	16,278人	20,000人

*健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。健康寿命は、「国民生活基礎調査」のデータをもとに国が都道府県単位で算出する。

*健康推進員

市民の健康づくりを身近な地域で推進するため、自治会長の推薦を受け、市長から委嘱を受けた市民。地域の関係者や保健師・管理栄養士と連携を図りながら、市民健診受診率向上の取組や、健康づくりに関する知識の普及啓発活動、地域と行政のパイプ役等の役割を担う。1自治区に1人（任期2年間）。

※食生活改善推進員

保健所で開催する養成講座を修了した後、地域での普及啓発活動を行い食生活の改善や食育活動を支援するとともに、保健所が行う各種事業に協力し、地域での食を通じた健康づくりを行うボランティア（愛称 ヘルスマイト）。

※健康づくり運動指導者

市民健康づくり運動指導者養成講座を受講し、地域で「健康づくり運動教室」やボランティア活動で運動指導を行う。

※食育

生きる上での基本であって、教育の3本柱である知育・德育・体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。（2005（平成17）年7月「食育基本法」施行）

※生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群（糖尿病・脳血管疾患・心疾患・高血圧症・脂質異常症・肥満症など）。

(3) 障がい者（児）福祉の充実

①雇用・就労の促進

- ・公的施設等での就労の場の確保に配慮しながら、雇用機関との連携を強化し、福祉サイドからの就労支援の強化を図るなど、障がいのある人の職業的自立と雇用の促進に努めます。
- ・障がい者の雇用につながるよう、企業のニーズを把握しながら、幅広い職種への対応ができるよう※就労移行支援事業所による訓練を促進します。

②地域生活におけるきめ細かな支援の促進

- ・障がいのある人が地域において安全・安心、かつ、自立した生活を続けられるよう、地域全体で支える体制づくりを推進するとともに、年齢や障がいの種別、程度に応じたさまざまなニーズへのきめ細かなサービスの提供に努めます。
- ・障がいのある人が地域において安心して自立した生活を続けられるよう、グループホーム等の施設整備を進めることにより、障がいのある人の地域生活への移行促進に努めます。
- ・公共施設や道路等における段差の解消など、障がいのある人が安全で快適に移動することができるよう総合的な交通対策を推進します。
- ・「※改正障害者差別解消法」に基づく「合理的配慮」の提供義務に係る周知、啓発活動に努めるとともに、バリアフリー等への取組を促進します。
- ・災害発生時の避難等に特に支援を要する障がいのある人の防災対策等を推進します。

③社会参加の促進

- ・障がいのある人の積極的なイベント参加を図り、より多くの市民との交流に努めます。
- ・障がいのある人の外出時における支援や障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の確保等の合理的な配慮を行うとともに、手話通訳者の人材育成に努めます。
- ・障がいのある人の社会参加や地域での交流を促進し、ゆとりや潤いのある生きがいを持った生活を実現し、個々の能力や趣味に合わせた文化・スポーツ・レクリエーション活動の場の確保に努めます。
- ・姉妹・友好都市及び※共生社会ホストタウンとの交流やスポーツ大会等を通じて、地域共生社会の実現に努めます。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
*大分市障がい者相談支援センター相談件数 (年間延べ)	15,679 件	20,000 件
*就労支援サービス利用者数（年間延べ）	2,607 人	3,000 人

※就労移行支援事業所

障がいがあり、一般的就労を希望する人に対して、働くために必要な知識や能力を身につける職業訓練や実習、また、就職後には職場定着支援を行うための障がい福祉サービスを提供する事業所。

※改正障害者差別解消法

共生社会実現のための取組を推進するため、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することを内容とする改正。

※グループホーム

障がいのある方が、夜間や休日、共同生活を営む住まいの場であり、相談や入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助が実施される。

※共生社会ホストタウン

パラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会の実現のための、ユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリーの取組を実施。

※大分市障がい者相談支援センター

障がいのある方やその保護者などからさまざまな相談を受け、必要な支援や情報提供、関係機関への紹介の連絡調整等を行う。

※就労支援サービス年間利用者数

就労移行支援・就労継続支援A型（一般企業に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人に、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援）・就労継続支援B型（一般企業に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労も困難な障がいのある人に、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援）の年間利用者数。

5. 医療体制の充実

— 第2部第4章第2節 地域医療体制の充実

(1) 地域医療体制の充実

①地域医療体制の整備

- ・【DX】情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した、*地域医療情報ネットワークの取組を推進することで、多職種間の連携強化を図り、適正な医療・介護サービスに繋げるとともに、切れ目のない医療サービスの提供や地域医療体制の総合的な整備を推進します。
- ・【DX】より質の高い医療サービスの提供に向けて、医療現場におけるDXの推進を支援します。
- ・市民一人ひとりが適した医療を受けられるよう、*かかりつけ医を持つことを市民に周知啓発します。
- ・看護職の定着を促進するため、看護職の研修会等を実施し、人材育成を図ります。

②在宅医療体制の整備

- ・できる限り住み慣れた地域で、その人にとって適切な医療サービスが受けられるよう *地域包括ケアシステムを推進するために関係機関と連携を図り、入退院支援や看護職員同士の連携強化など在宅医療の体制整備を推進します。

③救急医療体制の充実

- ・*初期救急医療体制、*第二次救急医療体制及び*第三次救急医療体制を、関係機関の協力のもと充実を図ります。
- ・関係機関の協力のもと、*小児救急医療体制の確保を図ります。
- ・救急時、市民が適切な医療を受けられるよう、地域の医療機関と連携を図りながら、適正な受診を促すための啓発に努めます。

④健康危機管理体制の強化・拡充

- ・市民の健康を脅かす自然災害や感染症などのさまざまな健康危機に対し、発生時の対応はもとより、平常時から関係機関と緊密な連携・協力体制を確立するなど発生に備えた準備を強化し、迅速かつ適切な対応が取れる健康危機管理体制の強化・拡充を図ります。

⑤感染症のまん延防止策の充実

- ・保健所を感染症対策の中核的機関とし、*新興・再興感染症の発生に備えるとともに、感染症発生時は国や県、医療関係団体など関係機関と連携し、役割分担を明確にするなかで、迅速かつ的確に対応し、感染症のまん延防止に努めます。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
大分市地域医療情報ネットワークの登録者数	—	増加
*救急医療電話相談（#7119）相談件数	—	10,000件

※地域医療情報ネットワーク

情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した情報共有の手段の一つであり、市民の同意のもと、医療機関等で診療上必要な情報を電子的に共有・閲覧できることを可能とする仕組み。

※かかりつけ医

身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができる医師のこと。

※地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療や介護の専門職、地域住民、行政が情報を共有し、連携・協力しながら高齢者の生活を地域ぐるみで支える体制のこと。

※初期救急医療体制

休日及び夜間における比較的軽症な外来患者に対応する医療体制のこと。

※第二次救急医療体制

入院治療を必要とする重症救急患者に対応する、高度もしくは専門的な治療を行う医療体制のこと。

※第三次救急医療体制

特に高度な処置を必要とする重篤な救急患者に対応する医療体制のこと。

※小児救急医療体制

小児患者を対象にした、初期・第二次・第三次の救急医療体制のこと。

※新興・再興感染症

新興感染症とは、「過去約20年の間に、これまで明らかにされていなかった病原体に起因した公衆衛生学上問題となるような新たな感染症」を称し、再興感染症とは、「かつて存在した感染症で公衆衛生上ほとんど問題とならないようになっていたが、近年再び増加してきたもの、あるいは将来的に再び問題となる可能性がある感染症」を称する。

※大分市救急医療電話相談（#7119）

急な体調不良やけがで、病院を受診すべきか、救急車を呼ぶべきかなど迷った時に、看護師等からアドバイスを受けられる専用電話による救急医療電話相談のこと。

III いつまでも住み続けたいまちをつくる

《数値目標》	○2029（令和11）年度	「今後も大分市に住み続けたい」と思う市民の割合 90%
【2024（令和6）年度 86.9%】		
	○2029（令和11）年	県外への転出者と県外からの転入者の均衡 ±0人
【2024（令和6）年 △589人】		
	○2030（令和12）年度	大分市全体（※特定事業所を除く）の※温室効果ガスの排出量 2013（平成25）年度比 50%以上削減 【2013（平成25）年度 3,448千t-CO ₂ 】

※特定事業所

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づき、エネルギーの使用状況等を国に報告している大規模事業所のこと。なお、本計画では、これら特定事業所のうち製造業や発電所等の業種を指す。

※温室効果ガス

温室効果をもたらす気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほか、フロンガス等の大気中濃度が人為的な活動により増加傾向にある。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃)が削減対象の温室効果ガスとして定められている。

《基本的方向》

- ・市民等と行政が一体となり、文化・芸術、スポーツの振興等を通じて、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、また、地域コミュニティの活性化と多文化共生の実現を図るなか、誰もが住み続けたくなるまちづくりを進めます。
- ・本市の持つさまざまな魅力や移住希望者の多様なニーズに対応した支援策等について、戦略的かつ効果的なプロモーションを行い、県外からの移住・定住を促進します。
- ・豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、産業、暮らし、インフラ、交通など多様な分野で脱炭素化に取り組むとともに、循環型社会を形成することにより、環境の保全に努めます。

《基本的な施策と重要業績評価指標（ＫＰＩ）》

1. コミュニティの活性化

— 第2部第1章 地域コミュニティの活性化

(1) *地域コミュニティの活性化

①地域コミュニティ活動の促進

- ・市民等と行政が一体となって「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気運を高めます。
- ・市全域をはじめ地区・校区・自治区などさまざまな単位で行う世代間交流・環境美化・地域文化の継承などの、市民の主体的な地域づくり活動を促進します。
- ・地域の課題を自主・自立的に解決する組織として、おおむね小学校区におけるまちづくり推進組織の設立を促進し、その活動の支援に努めます。
- ・地域コミュニティ活動に役立つ情報を充実させ、正確で分かりやすい情報提供に努めます。
- ・地域のさまざまな団体やボランティア団体、NPO法人等の活動を支援するとともに、団体間の連携を促進します。
- ・【DX】自治会等の相互の緊密な連携を促進し、さらにデジタルを活用した自治会活動の円滑な運営を図るなど、自治会連合組織の支援や相談体制の充実に努めます。

②地域を担う人材の育成・確保

- ・地域が活性化するよう地域を担う人材の育成とその人材の連携強化を支援します。
- ・市外から地域活性化に意欲のある人材を誘致し、これまでにない新たな視点による地域おこしの推進と地域を担う人材の確保に努めます。

③地域コミュニティ活動の場の整備

- ・支所、地区公民館等が地域コミュニティ活動の場として活用されるよう、機能の充実を図ります。
- ・地域コミュニティ活動の場として学校施設をはじめとする公共施設の有効活用を図るとともに、空き家等を活用できるよう必要な支援を行います。
- ・市民にとって最も身近なコミュニティ施設である校区公民館・自治公民館等における機能充実を支援します。

④地域愛護意識の高揚

- ・公園愛護活動や街路の緑化・美化活動など地域の取組を支援することで、地域へ愛着を持ち、住みよいまちづくりに住民自ら取り組む意識を高めます。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
おおむね小学校区単位で取り組むまちづくり推進組織の数	23 校区	35 校区
*ご近所の底力再生事業の申請率	75. 59%	85%

※地域コミュニティ

一定の地域において、その地域の発展を目指し、あるいは、地域の課題を解決するという共通の意識のもとに、協力し、助け合いながら自主的・自発的に活動する人々の集団。自治会やこども会、地域活動団体など地域に居住する人々によって組織される団体、地域の発展や課題解決のための活動を行う限りにおいては、NPO、ボランティア団体なども含む。

※ご近所の底力再生事業

自治会が主体的に取り組む事業に対して助成金を交付し、その活動を支援することで、各自治会の「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気運の醸成を図る取組。

2. 大分市の魅力発信と移住・定住の促進

- 第3部第8章第3節 安全で快適な住宅の整備
- 第1部第4章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信
- 第1部第3章 スポーツの振興
- 第1部第5章 国際化の推進

(1) まちの魅力を生かした移住・定住の促進

① 「“ちょうどいい”がみつかるまち大分市」の情報発信の強化

- ・【DX】移住の検討段階に応じた「移・職・住」に関する効果的な情報発信に努めます。
- ・※大分都市圏の市町が連携し、圏域での暮らしの魅力を発信します。

② 「移・職・住」に関する取組の充実

- ・「*大分市住み替え情報バンク」等を活用した住居に関する情報の提供や移住者への相談・支援体制の充実を図ります。
- ・大学等を卒業後、本市において市の発展に貢献・活躍したいという強い意志を持っている学生を対象とした返還免除型の奨学金制度により、大分で活躍する人材の育成・確保を図ります。
- ・(再掲) 県外で働く人や求職者に対し、本市で就職する機会を拡げることでU I J ターンを促進し、移住者の増加を図ります。
- ・(再掲) 企業誘致、新規・成長産業の育成・支援、既存企業の振興などを促進し、多様な就労の場と安定した雇用の確保に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
(再掲) U I J ターン就業者数 (*おおいた産業人財センターの登録者のうち、大分市へ就職した人の数) (累計)	315人 (2021~2023年度累計)	485人 (2025~2029年度累計)

※大分都市圏

人口減少・少子高齢化社会にあっても、一定の人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点として、本市を中心に、別府市・臼杵市・津久見市・竹田市・豊後大野市・由布市・日出町により形成される圏域をいう。

※大分市住み替え情報バンク

空き家等の売却または賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けて、当該空き家等に係る情報を提供するシステムのこと。

(2) 安全で快適な住宅の整備

①暮らしを支える良好な居住環境づくり

- ・ 良好な住環境の創出に向けた土地利用の誘導を図ります。
- ・ 地域の特性を生かした地区計画等による規制・誘導を図り、良好な住環境の形成に努めます。
- ・ 市街地の住居表示整備事業を推進し、暮らしやすい生活環境づくりに努めます。
- ・ *住宅ストックを有効活用し、市民や移住者など多様なニーズに対応した良好な居住環境づくりに努めます。
- ・ 所有者等による空き家の適切な管理の促進、周辺の住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却、空き家の活用の促進支援等、空き家対策の充実に努めます。

②安全・安心で快適な住宅の確保

- ・ 地震発生時の建物などの倒壊、台風発生時の屋根材などの飛散等による人的、物的被害を未然に防止するため、既存の住宅の耐震化・危険なブロック塀等の除却・屋根瓦の強風対策等を促進します。
- ・ 高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住宅のバリアフリー化を進めるなど、良好な住宅の確保に努めます。
- ・ 子育て世帯が安心して子育てできる住宅を確保できるよう、住宅の改善支援や子育て世帯向け住宅に関する情報提供等に取り組みます。
- ・ 今後増加する高経年マンションの老朽化による周辺への悪影響を抑制・防止するため、分譲マンションの適正管理を推進します。
- ・ *住宅確保要配慮者が安心して住める住宅を確保するために、*居住支援協議会の活動を通じて、*住宅セーフティネット制度の普及促進を図ります。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
老朽危険空き家等に対する大分市の支援を利用して行われた除却件数（累計）	130 件	238 件
住宅の耐震化率	88.1%	93.0%

※住宅ストック

既に建っている既存の住宅のこと。

※住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

※居住支援協議会

住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅等に円滑に入居できるよう推進する組織。

※住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給・入居の促進に関する制度。

(3) 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

①文化・芸術の振興と活用

- ・ 身近な場所で気軽に文化・芸術に親しみ触れ合うことができる環境づくりに努めます。
- ・ 市民の主体的・創造的な文化・芸術活動を支援します。
- ・ 優れた文化・芸術に触れる機会や発表の場の創出・提供を通して、豊かな人間性や創造性をかん養し、次世代の文化・芸術の担い手をはぐくみます。
- ・ 本市の魅力ある文化・芸術資源を観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの幅広い関連分野へ活用し、*創造都市の実現を目指します。
- ・ 県や他都市、活動団体、事業者との連携を強化します。

②独自の文化・芸術の創造と発信

- ・ 国内外の多彩な文化・芸術交流を推進するとともに、さまざまな機会を通して、地域の特性を生かした本市独自の文化・芸術の創造と発信を進めます。
- ・ 多くの市民がさまざまな地域で文化・芸術を鑑賞し、参加できるイベント等の充実に努めることで、にぎわいを創出し地域の活性化を図ります。
- ・ 【DX】文化・芸術活動を行う団体・個人や発表の場をデータベース化し、広く情報発信することで、発表や活動の機会の創出を図ります。
- ・ 大友氏遺跡や府内城址を新たな魅力発信の拠点として効果的に活用するとともに、地域固有の文化遺産を把握することにより、個性的な文化遺産を生かしたまちづくりを進めます。
- ・ 【DX】文化資源を次世代へ継承するため、*デジタルアーカイブ化に努めます。

③文化施設の整備・充実

- ・ 施設機能の整備・充実を図り、自主的な文化・芸術活動を促進します。
- ・ 文化・芸術活動を行う多くの市民が交流できる場を提供します。
- ・ 施設情報や文化・芸術活動など、さまざまな情報の提供に努めます。
- ・ 資料の収集・保管、調査研究、教育普及などの機能の充実を図ります。

④文化財の保存・活用

- ・ 文化財の適正な保存・調査・収蔵・公開・活用を図ります。
- ・ 文化財に関する情報提供機能の充実を図ります。
- ・ 市民の学習・交流の場の提供に努めます。

⑤伝統文化の保存・継承

- ・ 伝統的に地域で受け継がれてきた民俗文化財の保存・継承に努めます。
- ・ 伝統芸能や地域固有の行事などを通じ、地域に対する愛着をはぐくむとともに、市民相互の連携を深めて地域の活性化を図ります。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
*おおいた夢色音楽プロジェクト総来場者数	78,373人	82,000人 (2025～2029年度平均)
*アーティストバンク専用ウェブサイト「POART/ポート」を通じたマッチング件数	11件	250件 (2023～2029年度累計)
大友氏館跡への来訪者数	158,553人 (2020～2023年度累計)	443,000人 (2020～2029年度累計)

※創造都市

文化芸術から生み出されるさまざまな価値が、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野に生かされ、将来にわたり持続的に発展を続ける都市。

※デジタルアーカイブ化

有形無形の歴史・文化資源をデジタルの形で、記録・保存・蓄積し、人々が活用できるように提供すること。

※おおいた夢色音楽プロジェクト

本市が日本における「西洋音楽発祥の地」であることにちなみ、年間を通して音楽があふれ、道行く人が心和むような「音楽のまち大分」を実現するため、鑑賞・参加・育成型のイベントを開催し、音楽文化の振興を図るとともにまちのにぎわいや魅力の創出を図る。

評価指標の値は、おおいた夢色音楽祭、大分市ふるさとコンサート、どこでもコンサートの総来場者数の合計を示す。

※アーティストバンク専用ウェブサイト「POART/ポート」

文化・芸術活動を行う個人・団体（アーティスト）と、その発表の場（スポット）の情報をデータベース化し、双方のマッチングを促進する「アーティストバンク推進事業」の一環として開設した専用ウェブサイト。

評価指標の値は、本市に報告があったマッチング件数の合計を示す。

(4) スポーツの振興

①生涯スポーツの推進

- ・広く市民が参加できる各種スポーツ事業の充実を図ります。
- ・生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うため、幼少期からスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに努めます。
- ・障がいに対する理解を深めるとともに、障がいのある人の社会参加の推進を図るため、障がい者スポーツの振興に努めます。
- ・校区・地区体育（スポーツ）協会の各種活動を支援し、地域における多様なスポーツ活動を推進します。
- ・*総合型地域スポーツクラブの地域の実情に応じた創設や活動の幅の拡大を支援するとともに自主的運営の定着を図ります。
- ・さまざまな広報媒体を活用し、スポーツイベントや教室などの情報提供に努めます。
- ・【DX】施設情報の提供や予約機能の充実など利用者の利便性向上に努めます。
- ・地域スポーツの交流の場として、学校施設の効率的な利用を促進します。

②競技スポーツの振興

- ・各種競技団体の活動を支援し、競技の普及を図るとともに、選手の競技力向上に努めます。
- ・県や大学・企業等との連携を強化し、競技スポーツの振興に努めます。

③スポーツ施設の管理

- ・施設の計画的な維持管理・有効活用など*ストック適正化に努めます。
- ・更新時期を迎える施設については、長期的な視点に立ち、民間活力の活用等を考慮しながら、計画的な整備・充実に努めます。
- ・*アーバンスポーツをはじめとした新たなニーズに対応する施設の整備について検討を進めます。

④スポーツを指導・支援する人材の育成

- ・スポーツ指導者の養成や確保に向けて競技団体との連携を図ります。
- ・指導者等を対象として、競技力向上やリスクマネジメント等に資する講演会や研修会を開催します。
- ・スポーツイベントにおけるボランティアの活用を促進します。

⑤スポーツによるまちづくり

- ・本市をホームタウンとするプロスポーツチームを応援する気運を高めるとともに、選手と市民の交流を図ります。
- ・スポーツ合宿の誘致等を通じて、多くの市民が多様なプロスポーツやトップアスリートに触れ合い、交流できる取組を推進します。

- ・各種スポーツ大会等の誘致、スポーツ交流の促進を図るとともに、これらの取組などから派生する社会的効果、経済的効果を活用した施策を展開します。
- ・スケートボードや※3x3といった身近で楽しめるアーバンスポーツを推進します。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023 年度)	目標値 (2029 年度)
「週 1 回以上運動・スポーツを実施する」市民の割合	35.7% (2024 年度実績)	70.0%
ホームタウンチームのリーグ戦ホームゲーム入場者数	211,385 人	250,000 人

※総合型地域スポーツクラブ

地域住民によって自主的・主体的に運営され、多世代、多種目、多志向という特徴を有し、住民が身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブ

※ストック適正化

人口動向の変化や各施設の老朽化などに対応しながら、限られた予算の中で、適正な整備、統廃合、維持保全などを行うこと。

※アーバンスポーツ

広い競技場などを必要とせず都市のなかができる、若者の遊びから生まれたスポーツ。

※3x3

国際バスケットボール連盟（FIBA）が定めた、ハーフコートにて 1 チーム 3 人制でプレーするバスケットボール種目。

(5) 国際化の推進

①*多文化共生の実現に向けたひとづくり・まちづくり

- ・人権教育・啓発や異文化理解・国際理解教育の推進等を目的とする講座・イベントを開催し、市民の多文化共生に関する理解を深めます。
- ・互いの文化や考え方を尊重する意識を醸成するため、*外国にルーツを持つ人々が地域社会で交流する機会の拡大を図ります。
- ・表記の多言語化やサポート体制の充実などにより、外国にルーツを持つ人々も各ライフステージにおいて安心して暮らせる環境づくりに努めます。
- ・県や関係団体と連携し、地域日本語教育の充実に努めます。
- ・姉妹友好都市をはじめとする海外の都市や本市で活躍する留学生等との国際交流を通じて、グローバル社会に対応できる国際感覚豊かな人材の育成に努めます。

②多彩な国際交流・国際協力による相互発展の実現

- ・スポーツ大会や文化イベント、地域の行事などにおいて、外国人が持つ活力や多様性を取り込み、まちの活性化を図ります。
- ・【DX】SNS等のコミュニケーションツールや本市を訪問した外国人へのおもてなしなど、さまざまな機会を通じて本市の魅力を世界に発信し、交流人口を創出します。
- ・国際関係団体や市民との連携により、国際協力の促進に努めます。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
国際課公式SNS（Facebook・Instagram）の閲覧件数	7,957件	9,000件 (2025～2029年度平均)
国際化・多文化共生イベントへの参加者数	20,002人	22,000人 (2025～2029年度平均)

*外国にルーツを持つ人々

外国籍を有する人、両親またはそのどちらか一方が外国出身者である人、海外で生まれ育った日本国籍の人など、外国につながりを持つ多様な人々のこと。

*多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

3. 環境の保全

— 第3部第2章第1節 脱炭素社会の実現に向けた取組

第3部第2章第2節 循環型社会の形成

第3部第2章第4節 豊かな自然の保全

(1) *脱炭素社会の実現に向けた取組

① 温室効果ガス排出量の削減

- ・家庭や事業所等において、省エネ機器や省エネ住宅等への転換を促し、節電を意識したライフスタイルや事業活動への見直しによる各主体の自主的な取組を促進します。
- ・本市が実施する事業に伴い排出される温室効果ガスについて、率先的に排出削減に向けた取組を行います。
- ・市有施設を含め、太陽光発電などの*再生可能エネルギーの導入及び利活用を促進します。
- ・移動や輸送によって排出される温室効果ガスを削減するため、環境にやさしい次世代自動車の導入を促進するとともに、公共交通機関の利用促進や*エコドライブの普及、再配達の抑制を図ります。
- ・脱炭素社会の実現への理解を深め、自ら進んで行動することができるよう、省エネ懇談会や小中学生への出前授業等を通じて、環境教育・環境学習の充実を図ります。
- ・温室効果ガスである二酸化炭素を吸収する役割を果たす森林を保全するとともに、市民、事業者、NPOと連携し、みんなの森づくり事業を推進します。
- ・*フロン排出抑制法等の関係法令に基づき、地球温暖化やオゾン層破壊の原因物質とされるフロン類の適正な再資源化や処理を行うよう、市民・事業者に対して普及啓発・指導を行います。
- ・地球環境問題に関する施策をより効果的に推進するため、市民、事業者、NPO等との連携を強化します。

② *水素エネルギーの利活用

- ・水素エネルギー関連機器の普及促進を図ります。
- ・水素関連産業や水素ビジネスの創出につながるよう、県や関連企業との連携を強化し、取組を進めます。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
再生可能エネルギーの導入量	1,869TJ(2020年度)	2,735TJ

※脱炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化などを図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のこと。

※再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油、石炭等の化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差等を利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用、発電等のリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。

※エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術。主な内容は、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

※フロン排出抑制法

フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全般に対して包括的な対策を実施するため、フロン回収・破壊法を改正し、平成27年4月に施行された法律。正式名称「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。

※水素エネルギー

水素を原料として生産されるエネルギーの事を指す。水素は水やバイオエタノールなど、さまざまな原料から取り出せるため、現在、水素を利用したエネルギーに注目が集まっている。

(2) *循環型社会の形成

①資源循環の取組の推進

- ・家庭ごみ有料化の効果を検証するなか、有料化の目的である家庭ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、費用負担の公平性を確保します。
- ・ごみの減量とリサイクルを推進するため、*4 R (フォーアール) の必要性について、環境啓発施設の活用や地域での懇談会等を通じ、周知・啓発に努め、ごみの減量とリサイクルに対する市民意識の高揚を図ります。
- ・マイバッグ運動をはじめ、過剰包装抑制等を促すなど、ごみの発生を回避するための施策を推進します。(リユース)
- ・「*3きり運動」を推進するとともに、生ごみ処理容器等の利用を促進するなど、ごみの減量化を推進します。(リデュース)
- ・フリーマーケットなどさまざまな機会を通じて、再使用を促進します。(リユース)
- ・適切な資源物の分別回収を実施するとともに、指導・啓発などにより分別排出の徹底を図り、再資源化を推進します。(リサイクル)
- ・4 Rに基づく取組を推進するよう市内事業所へ働き掛けます。

②廃棄物の適正処理

- ・家庭ごみの効率的な収集体制の在り方について検討を進めます。
- ・計画的に廃棄物処理施設の整備を行い、適正かつ安定した管理、運営に努めます。
- ・ごみや廃棄物の再資源化を推進します。
- ・関係自治体と連携を図るなか、新たな廃棄物処理施設の整備を進めるとともに、ごみの広域処理を推進します。
- ・焼却灰の再資源化を行うなど、最終処分量の削減を図り、最終処分場の延命化に努めます。
- ・万全な災害廃棄物処理体制を構築し、迅速かつ適正な処理を図ります。
- ・排出事業者の処理責任の徹底を図るとともに、排出段階での減量化・再資源化を促進します。
- ・産業廃棄物処理施設の監視・指導を行い、適正処理を推進します。
- ・不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導を徹底し、清潔な生活環境の保全を推進します。
- ・産業廃棄物処理施設設置者と周辺地域住民による環境保全等についての協議や説明会の開催により、相互理解を促進します。
- ・不適正処理を防止し、快適な生活環境を保持するため、地域における美化活動を促進するなど、まちの美化への意識の高揚を図ります。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
※ごみ排出量	153,356t	147,647t
※最終処分率	7.8%	5.8%

※循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

※4R

Refuse（リフューズ・発生回避）、Reduce（リデュース・発生抑制）、Reuse（リユース・再使用）、Recycle（リサイクル・再資源化）の4つの頭文字をとったもの。

※3きり運動

食材を上手に使いきる「使いきり」、おいしく残さず食べる「食べきり」、生ごみをしっかりとぼる「水きり」の実践を呼びかけ、食品ロスの削減と生ごみの減量化を推進する運動。

※ごみ排出量

本市から発生し本市が処理するごみの量。（家庭系の可燃・不燃・資源物、事業系の可燃・不燃物の合計）

※最終処分率

ごみ排出量に対する最終処分量（埋立量）の割合。

(3) 豊かな自然の保全

①自然の保全

- ・多様な性質を持つ自然は、すべての生物の生存基盤となっていることから、*生物多様性の確保の重要性を認識し、自然の保全に努めます。
- ・*特定外来生物に指定されている動植物のうち、アライグマについては、大分市アライグマ防除実施計画に基づき、適切かつ効果的な防除を行います。また、その他に指定されているセアカゴケグモやオオキンケイギク等の動植物についても防除の必要性を周知・啓発します。
- ・豊かな自然を次の世代に継承するため、自然環境の保全を目的とした地区指定や自浄作用を持つ自然護岸の保全を行います。
- ・自然環境の創出や地域を守ることなどを目的として整備された*樹林帯を市民と協働で保全します。
- ・豊かな河川環境を利用した学びの場や市民の憩いの場、コミュニティの場等の形成を促進するとともに、川を守り育てる活動を支援します。

②自然保護意識の醸成

- ・自然観察会等を通じて身近な自然に親しむ機会の確保に努めるとともに、森林セラピーロードを整備・活用し、自然を守りはぐくむ意識を醸成します。
- ・市民ボランティアや環境保全活動団体等による自然保護活動を推進します。
- ・環境教育副読本やまちづくり出張教室等を活用し、環境教育・環境学習の充実を図ります。
- ・市民、事業者、N P O等と連携して、自然保護意識の啓発を行うとともに、生態系保全の取組を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
*身近な自然観察会参加者数	105（実績値）人	120人

*特定外来生物

海外から持ち込まれた外来生物の中で、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物。指定された場合、飼育、運搬などさまざまな行為が規制される。

*生物多様性

動物、植物、そして菌類などの微生物まですべての生物の間に違いがあり、バランスを保っている状態のこと。生物多様性は3つのレベルに分かれており、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性がある。

*樹林帯

河川の堤防から居住地側に沿って設置する帯状の樹林のこと。万一堤防から水が溢れたときの深堀れの防止と堤防決壊時にはんらん流の流入抑制による堤防決壊部の拡大の防止を図り、洪水による被害を軽減するもの。

※身近な自然観察会

「OITA 自然観察ガイドコース」(12 コース) からコースを選定し、魚類、鳥類、植物類等の専門家の講師を招き、解説していただく自然観察会で、市民を対象に年 2 回実施している。

IV 安全・安心なくらしを守り、未来をつくる

《数値目標》	○2029（令和11）年度	防災訓練を実施した自主防災組織数 全自主防災組織（603組織） 【2023（令和5）年度 378組織】
	○2029（令和11）年度	*大分都市広域圏ビジョンに定める広域連携事業の目標値達成項目割合 80% 【2023（令和5）年度 56.5%】

※大分都市広域圏ビジョン

大分都市広域圏が将来にわたり一定の圏域人口を有し、生活の質の向上や経済の維持発展を図るため、圏域内の各市町が連携する取組の方向性と内容を定めるもの。

《基本的方向》

- ・自然災害などあらゆる不測の事態に対応するため、市民と行政、防災関係機関が連携・協力して、災害に強い、安全・安心なまちづくりを進めます。
- ・各地域の現況や特性に配慮し、暮らしやすさの確保や魅力ある地区拠点と総合的な交通ネットワークの形成を図るなど、均衡ある発展と秩序ある市街地の整備を進め、バランスのとれた都市の創造を目指します。
- ・県や周辺市町をはじめ、さまざまな関係機関等と連携を図り、住民の生活に不可欠なサービスを維持・確保するなど、未来に向けた持続可能なまちづくりを進めます。

《基本的な施策と重要業績評価指標（ＫＰＩ）》

1. 安全・安心なまちづくり

- 第2部第5章第1節 防災・減災・危機管理体制の確立
- 第2部第5章第2節 流域全体の関係者で行う災害対策等の推進
- 第2部第6章第1節 消防・救急体制の充実

(1) 防災・減災・危機管理体制の確立

①地域防災力の向上と官民連携の強化

- ・広報誌やメディア等を活用した広報、防災訓練、津波や洪水などの各種ハザードマップやわが家の防災マニュアルの配布を通じて、*自助及び共助の理念の普及啓発に努めることにより、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

- ・地域における防災リーダーとなる※防災士等の育成強化に努めるとともに、防災士間の連携が強化されるよう※防災士協議会の設立の促進や、消防団等の各種団体相互の連携強化に努めます。
- ・災害発生時に、こどもたちが自らの命を守る行動がとれるよう防災教育を推進します。
- ・地域との連携のもと、※避難行動要支援者の安否確認や避難支援などが行える体制づくりの促進や、災害発生時における※要配慮者へのきめ細かな対応に努めます。
- ・避難所における生活環境の改善を進めるとともに、市民がいち早く生活を再建することができるよう各種支援制度の周知に努めます。
- ・緊急時や災害復旧時の対策が円滑に行えるよう、他の自治体や自衛隊、医療機関等の関係機関やN P O 法人等との協力・支援体制の整備・充実に努めるとともに、ボランティア受け入れ体制整備や活動拠点の提供など、ボランティアの活動支援に努めます。
- ・災害発生時の応急対策等について協力を得るため、企業・団体等との応援協定の締結に努めます。

②防災インフラやライフラインの整備・強靭化

- ・効果的な防災対策を図るため、防災拠点となる施設の整備や見直しを進めるとともに、※特定建築物の耐震化を促進します。
- ・災害対応を想定した訓練の定期的な実施と検証を行い、適宜計画やマニュアルを見直すことにより市職員の災害対応力の向上に努めます。
- ・あらゆる不測の事態に備え、計画的にライフライン施設の耐震化や電線類の地中化を促進します。
- ・被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、本市における復興課題の整理や体制づくり等を進めます。
- ・非常食等の備蓄や関係機関との応援体制の確立を進めることで応急食料や飲料水、資機材の確保及び更新に努めるとともに、家庭内備蓄の促進に取り組みます。
- ・【DX】※データ通信を利用した無線機(I P 無線)や衛星携帯電話を活用することで、迅速かつ確実な災害情報の収集・伝達を図ります。
- ・【DX】大分市防災メールや緊急速報メール、※大分市同報系防災行政無線など多様な情報伝達手段を活用するとともに、民間通信事業者などとの連携を図り、災害・避難情報などを迅速に提供します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (2023 年度)	目標値 (2029 年度)
家庭内備蓄を行っている市民の割合	34. 0% (2024 年度実績)	55. 0%

※自助及び共助

自己や家族の安全を自ら守ることを自助、地域や職場などで助け合い、被害の拡大防止や災害予防に努めることを共助という。

また、自治体などの公的機関による救助活動や支援物資の提供などの公的支援を公助という。

大規模災害発生直後は、公的機関も被災しているため、自助、共助、公助の割合は 7 対 2 対 1 になるといわれている。

※防災士

社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人。

※防災士協議会

自主防災組織等で防災活動にあたる防災士が、組織の枠を超えて、情報交換や連携することを目的に原則として校区単位で結成した団体。

※避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第 1 種身体障害者手帳、要介護認定 3～5 など）に該当する人。

※要配慮者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する人。

※特定建築物

興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有し、多数の者が利用する建築物。

※データ通信を利用した無線機（IP 無線）

携帯電話の仕組みを利用した無線システム。本市では、災害時における行政機関内の通信手段の一つとして整備している

※大分市同報系防災行政無線

同報系（同時に複数の相手に通報する無線系統）と呼ばれる、屋外スピーカー等を介して、一斉に防災情報や行政情報を伝える無線通信システムのこと。

(2) *流域全体の関係者で行う災害対策等の推進

①森林や農地等の保全及び減災対策

- ・大雨による水害を防ぐため、*水源かん養等の機能を有する森林や農地の保全に努めます。
- ・県や地元関係者と連携を図り、災害時に決壊のおそれのあるため池の改修を促進します。
- ・防災重点農業用ため池が決壊した場合の*浸水想定区域を周知するため、*ハザードマップを活用して情報発信を行い、防災意識の向上に努めます。
- ・*廃止ため池の活用等について方針を定めることで、流域治水、減災対策に努めます。

②河川改修・砂防事業等の促進及び減災対策

- ・国、県の管理する河川の護岸整備、河川管理施設の耐震化を促進します。
- ・本市の管理する河川においては、過去の被災状況等を考慮し、効率的な改修を図るとともに、国、県の河川改修計画との調整を図りながら整備等を推進します。
- ・河川流域の土石による被害を防止するため、砂防事業を促進します。
- ・住宅地や森林における土砂崩落を防ぐため、急傾斜地崩壊対策や地すべり対策を促進します。
- ・土石流対策として危険区域の対策事業を促進します。
- ・*土砂災害警戒区域と浸水想定区域を周知するため、ハザードマップの作成やまちづくり出張教室を行うなどの情報発信をし、防災意識の向上に努めます。
- ・*土砂災害特別警戒区域における住宅等立地の抑制や既存住宅の安全な構造への改修、移転支援等に努めます。
- ・【DX】行政の迅速な防災活動や、市民の早期避難へつなげられるよう、水害監視カメラや水位標示板の周知及び情報発信を行います。

③*内水浸水対策の促進及び減災対策

- ・道路や住宅地などに降った雨水を河川へ放流するため、道路側溝や下水道（雨水管きよ）の整備を推進します。
- ・【DX】過去の被害状況を基に雨水排水ポンプ場などを整備するとともに、近年の降雨状況を踏まえた浸水シミュレーションに基づき、その他の浸水対策の検討を行います。
- ・【DX】浸水シミュレーションに基づく内水ハザードマップを作成するとともに、浸水想定区域においては、危険の周知や警戒避難体制の整備などの対策を推進します。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
雨水排水ポンプ場等の総排水能力	113.6 m ³ /秒	125.4 m ³ /秒
大雨が予想される場合の水害監視カメラ映像の視聴者数及び視聴回数	249人・1,143回/日 (令和5年度6~10月)	増加

※流域全体

集水域（雨水が河川に流入する地域）、河川区域、はんらん域（河川のはんらんにより浸水が想定される地域）をひとつのまとまりとしてとらえたもの。

※水源かん養

森林の土壤が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、流量を安定させること。

※浸水想定区域

洪水、ため池の決壊などにより浸水が想定される区域。洪水の場合は国及び県が区域を指定。ため池の場合は県が区域を指定。

※ハザードマップ

今後発生が予測される自然災害について、その被害の範囲や程度、避難場所などを表示した地図。

※廃止ため池

受益者がいなくなり、不要になったため池の堤防部分（ため池本体）をカットすることで水が溜まらないようにしたもの。

※土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

※土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等に著しい危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

※内水

堤防の内側（住宅側）にある水のこと。内水が大雨などにより河川へ排出ができなくなり、住宅地側へはんらんすることを内水はんらんという。これに対し、堤防の決壊などにより河川の水が住宅地側へはんらんすることを外水はんらんという。

(3) 消防・救急体制の充実

①消防体制の充実

- ・ さまざまな災害に対応するため、装備を充実させるとともに、地域の実情を考慮した車両や人員の配置を図ります。
- ・ 災害対応能力のさらなる向上のため、人材育成の推進及び環境の整備・充実を図ります。
- ・ 消防団の充実・強化を図るため、活動しやすい環境づくりや実践的な訓練・研修の促進に努めるとともに、効果的な広報や組織の魅力向上を通じて、多様な世代からの人材確保に努めます。
- ・ 【DX】災害情報を迅速かつ的確に収集し、伝達するため、高機能通信指令システムを活用するとともに、多様な情報ツールへ対応できるよう積極的にICTの利用を推進します。
- ・ 災害時の拠点施設である消防庁舎を計画的に整備し、予防保全による適正な維持管理に努めます。
- ・ 安定した消防水利を確保するため、耐震性を有する防火水槽の整備を行います。

②救急救助体制の充実

- ・ 救命効果のさらなる向上を目指し、より高度な救命処置が行える救急救命士の育成や※メディカルコントロール体制の充実・強化及び資器材の整備を図ります。
- ・ 現場に居合わせた人が適切な応急手当ができるよう、AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた応急手当の普及啓発に積極的に取り組みます。
- ・ 救急需要の増加に対応するため、病院救急車等との連携に取り組むとともに、人口動態等を踏まえた救急車の適正な配置及び救急車の適正な利用の啓発に努めます。また、新興感染症に対応するため、資器材を整備し、安定した救急業務の継続に努めます。
- ・ さまざまな救助要請に対応するため、各種訓練の実施や研修会への参加、関係機関との連携訓練などを行うなかで知識及び技術の向上を図り、救助活動対応力を強化します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
消防団員数	2,063人	2,063人以上
目の前で倒れた心肺停止傷病者に対して、 救急隊到着までに行った応急手当実施率	82.4%	85.0%

※メディカルコントロール体制

救急救命士を含む救急隊員が行う救急活動の質を保証するために、医師による医学的観点からの指示及び指導・助言、事後検証、病院実習等の再教育を充実させていく体制。

2. 快適な都市構造の形成

— 第3部第7章第1節 計画的な市街地の形成

第3部第7章第2節 交通体系の確立

(1) 計画的な市街地の形成

① 風格ある広域都心と暮らしやすい地区拠点の形成

- ・県都・中核市として、また、東九州の政治・経済、文化、交通などの拠点として、広域都心の総合的な整備を推進します。
- ・JR大分駅を中心として、多様な機能の集積と既存ストックの有効活用等により、商業・教育・文化・観光・余暇・暮らしなど都市の魅力を伸展させ、県都にふさわしい都心拠点の形成を目指します。
- ・地域特性を生かした個性と魅力があふれ、生活サービス機能が集積した暮らしやすい持続可能な地区拠点の形成を目指します。

② 計画的な土地利用の推進

- ・自然・歴史・文化を生かし、商業・工業、住居・田園などのバランスを保った、将来にわたり持続可能な魅力ある都市の形成を目指すため、社会情勢の変化や地域特性を考慮した土地利用の制限や誘導策を検討するとともに住環境の整備や市街地の再開発など、地域の特性に応じた事業の推進を図ります。
- ・市街地の整備等に当たっては、低・未利用地の有効活用など、効率的かつ都市の健全な発展に資する土地利用を図るとともに、緑の保全や創造、景観、防災などに配慮し、周囲の環境との調和、宅地等の安全性の確保に努めます。
- ・都市基盤の整備や大規模災害時の復旧復興に備え、地籍整備のさらなる推進を図ります。

③ 産業や生活を支える道路体系の確立

- ・県及び東九州における産業や生活などの拠点都市として、平常時の物流や交流及び災害時の多重性・代替性を考慮した広域的な連携に資する道路体系の整備を促進するとともに、地域の都市活動を円滑にするため、拠点間や拠点と周辺地域を結ぶ道路網を構築します。
- ・地域間の連携強化と経済・産業活動の活性化、交通渋滞の緩和などのため、道路・橋梁の改良・改修等を促進します。
- ・*中九州横断道路などの本市と九州主要都市を結ぶ広域道路ネットワークの早期実現や、*豊予海峡ルートの整備など四国・関西方面を結ぶ*太平洋新国土軸構想の実現に向けて、国や九州・四国各県、関係機関などと連携し、相互に情報共有や交流を行うなかで、事業の推進を図ります。

④人にやさしく、強く美しい都市空間の創造

- ・段差の解消や点字ブロックの適正配置、※無電柱化の推進などのハード整備とソフト施策である「*心のバリアフリー」の両面から、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した都市空間の整備に取り組みます。
- ・災害時の延焼遮断帯や避難・輸送路、避難場所など災害に強い都市空間の整備を進めます。
- ・質の高い都市景観づくりや地域の特性を生かした個性ある都市空間形成を推進するとともに、魅力的で快適に回遊できる都市を目指します。
- ・森林・緑地や河川などは、都市に残された貴重な自然であるため、市民の憩いの空間として環境に配慮した整備に取り組みます。

⑤都市の基盤となる既存インフラ施設の計画的な維持管理

- ・【DX】道路、橋梁、トンネルなどのインフラ施設の機能と安全性を将来にわたって確保するため、施設の利用状況や損傷状況に応じた維持管理に取り組むとともに、新技術の活用などによる*ライフサイクルコストの低減を図りながら、持続可能な予防保全型インフラメンテナンスの推進に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
*都市機能誘導区域内に立地する*誘導施設の割合	79.2% (2023年度)	80%以上
*居住推奨区域内の人口密度	52.0人/ha (2020年度)	現状維持 (人口減少下)

※中九州横断道路

本市と熊本市を結ぶ延長約120kmの高規格道路。

※豊予海峡ルート

大分県佐賀関半島と四国の愛媛県佐田岬半島を隔てる約14キロメートルの豊予海峡に道路や鉄道をトンネルや橋梁で結ぼうとするもの。

※太平洋新国土軸構想

1998（平成10）年3月に策定された全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」で示された4つの国土軸構想の一つであり、東海から紀伊半島、四国、豊予海峡を経て九州に至る地域を高速道路や高速鉄道で結ぼうとするもの。

※無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないよう配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすもの。

※心のバリアフリー

さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。

※ライフサイクルコスト

構造物などの建設費・維持管理費・改築費をトータルして考えたもの。

※都市機能誘導区域

都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設など都市機能の増進に著しく寄与するもの（都市機能増進施設）の立地を誘導すべき区域。

※誘導施設

都心拠点及び各地区拠点に設定した都市機能誘導区域内において、立地を誘導すべき都市機能増進施設。

※居住推奨区域

都市の居住者の居住を誘導すべき区域。

(2) 交通体系の確立

①公共交通の確保・維持

- ・鉄道・バス・タクシー・フェリーなどの既存公共交通の確保・維持に努めるとともに、将来的な地域公共交通ネットワークの確保・維持を図ります。
- ・地域の関係者との協働や交通事業者との連携により、公共交通の不便地域等における日常生活に必要な生活交通路線の確保を図ります。
- ・交通事業者等と連携し、各鉄道駅における駅前広場、駐車場、駐輪場などの整備を促進するとともに、新駅の可能性を検討します。

②公共交通ネットワークの構築

- ・市民・交通事業者・行政が連携し、通勤をはじめとする利用者ニーズに応じた効率的で効果的な公共交通ネットワークの構築を目指します。
- ・市域全体の暮らしやすさや活力の維持・増進につながり、誰もが将来にわたり身近な場所で安心して暮らし続けることができる※多極ネットワーク型集約都市の形成に向け、まちづくりと連携した持続可能な公共交通の在り方を検討します。
- ・各地区拠点の鉄道駅や主要バス停等を活用し、公共交通の利用促進に向けた取組を行うとともに、各地区拠点の特性にあった公共交通サービスの構築を目指します。
- ・関係機関等と連携して、公共交通ネットワークの維持・利用促進に努め、日豊本線の高速・複線化の促進など、有機的な広域交通体系の確立を進めます。
- ・国や九州各县、関係機関などと連携して、※東九州新幹線の整備実現に向けて事業の推進を図ります。
- ・空港やフェリーターミナルなどの広域交通拠点へのアクセス改善に向けて、県や交通事業者等の関係機関と連携します。
- ・【DX】自動運転や※空飛ぶクルマ等の公共交通のイノベーションに関する調査など、将来に向けた取組を進めます。

③公共交通の利便性の向上と利用促進

- ・公共交通の利用促進を図るため、過度に自動車に頼る生活から、徒歩、自転車、公共交通を中心とした多様な交通手段を適度に利用する生活への自発的な転換を促す※モビリティ・マネジメント（MM）の取組を推進します。
- ・高齢者や障がいのある人等の移動制約者や訪日外国人旅行者、来訪者等の公共交通機関を利用した移動の安全性及び利便性の向上を図るため、市民、交通事業者、行政が一体となり、ハード・ソフトの一体的な取組のもと利用環境のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を促進します。

④自転車等利用環境の充実

- ・国、県等の関係機関と連携し、連続性のある自転車通行空間の整備を進めるなど、自転車を安全・快適に利用できる環境づくりに努めます。
- ・駐輪場の整備や※シェアサイクル事業などの利便性向上に向けた取組を進めます。

⑤交通渋滞の解消・緩和

- ・国、県等の関係機関と連携し、公共交通や自転車への利用転換及びノーマイカーデーや時差出勤、※パークアンドライドなど、交通の円滑化を図る取組を促進し、交通渋滞の解消・緩和に努めます。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
鉄道の乗車人員	30,259人/日	33,000人/日
路線バスの乗車人員	8,767千人/年	9,600千人/年
タクシーの乗車人員	3,223千人/年 (2022年度)	4,495千人/年
*ふれあい交通利用者数	10,249人/年	10,500人/年
自転車を週5日以上利用する市民の割合	9.1% (2024年度実績)	10.0%

※多極ネットワーク型集約都市

教育、福祉、商業施設などの生活サービス機能をコンパクトに配置し、地域の特性を生かした拠点の形成と、拠点間を相互につなぐなど、交流・連携の骨格となる交通体系の形成・強化を進める考え方。それにより、新たな魅力の創出や市域全体の暮らしやすさ、活力の維持・増進につながり、高齢者やこどもなど、誰もが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指すもの。

※東九州新幹線

全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画の一路線であり、昭和48年の運輸省告示により、福岡県福岡市を起点とし、大分市附近、宮崎市附近を通り、鹿児島県鹿児島市を終点とする路線が示されている。

※空飛ぶクルマ

電動化、自動化といった航空技術や、垂直離着陸等の運航形態によって実現される、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段であり、都市部や離島・山間部での新たな移動手段、災害時の救急搬送等への活用が期待されている

※モビリティ・マネジメント（MM）

自発的な公共交通利用を促すコミュニケーションを通じた交通政策。自動車交通に過度に依存する状態から、環境問題、個人の健康など様々な面を踏まえ、自発的に自家用車以外の交通手段を利用するよう変えていく取組。

※シェアサイクル

一定のエリア内に複数配置された自転車の貸出・返却拠点（シェアサイクルポート）において、自転車を自由に貸出・返却できる交通手段。

※パークアンドライド

都心部への自動車交通の削減と公共交通利用促進のため、自宅から車で最寄りの駅またはバス停周辺に駐車し、鉄道、バスなどの公共交通機関を利用して目的地に向かう移動形態。

※ふれあい交通

市内の公共交通機関の利用が不便な地域から最寄りのバス停まで、電話予約に応じて運行する登録制の乗合タクシー。

3. 未来へ向けたまちづくり

(1) 持続可能な地域社会づくり

①既存ストックのマネジメント強化

- ・総合的な視点から公共施設の効果的かつ効率的な運営管理を推進し、公共サービス提供機能の維持を図ります。

②地域間連携・施策間連携による経済・生活圏の形成

- ・大分都市圏連携項目に沿った施策を実施し、活力ある社会経済の維持に努めます。
- ・*おおいた地域連携プラットフォームにおいて、大学等との連携を推進し、さまざまな分野の課題解決に努めます。
- ・産官学金と連携を図るなか、地域社会の維持に努めます。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
大分都市圏における*基本連携項目の事業実施割合	93.5%	100%

*おおいた地域連携プラットフォーム

県内の産業界、地方公共団体、高等教育機関等の各事業協働機関が協働及び連携し、それぞれの特色と強みを活かし地域ニーズを踏まえた高度人材育成や地域活性化のための事業等にオール大分で取り組むことにより、地域における課題解決やイノベーションを創出し、もって地方創生につなげることを目的とした組織。

*基本連携項目

大分都市圏において、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」を図るため、市と各市町で締結した基本的な連携項目をいう。